

有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A

平成28年2月

農林水産省 食料産業局 食品製造課

I 有機農産物の生産行程管理者

- (問 1-1) 有機農産物の認定生産行程管理者はどのようなことを行うのですか。
- (問 1-2) 同一ほ場で一年間に 3～4 作する場合、1 作毎に認定申請が必要ですか。
- (問 1-3) 認定されたほ場や採取場について有効期間はありますか。
- (問 1-4) 有機農産物の生産行程管理担当者と格付担当者の兼務は可能ですか。
- (問 1-5) ほ場の数、分散の状況等に応じて適正な管理又は把握を行うのに十分な生産行程管理担当者の数はどのように算出すればよいですか。
- (問 1-6) 「当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認」とはどのように確認すればよいのですか。
- (問 1-7) 認定生産行程管理者の認定前に収穫を終えており保存している農産物や、認定前から栽培されている農産物に、有機 J A S マークを付けることができますか。
- (問 1-8) 生産行程管理者について、事業の譲渡や組織変更等があった場合、事業を引き継いだ事業者は新たに認定を取得する必要がありますか。

II 有機加工食品の生産行程管理者

- (問 2-1) スーパーマーケットにおいて有機野菜を原料にして野菜サラダ等を作る場合、有機 J A S マークを付けるためには、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。
- (問 2-2) 生産行程の管理は必ず一人で行わなければならないのですか。仮に何人かで行う場合、その全員が認定事業者となる必要がありますか。
- (問 2-3) 有機加工食品の認定外国生産行程管理者も、有機 J A S マークの付してある原材料を使用しなければ有機加工食品を生産し、販売することができないのですか。
- (問 2-4) 同等性を有している国の制度に基づき認定された海外の事業者は、同等性を有している国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取決めにに基づき農産物及び農産物加工食品を格付して、自ら有機 J A S マークを貼付することは可能ですか。
- (問 2-5) 有機納豆にたれ及びからしを添付して販売したい場合、納豆本体のほかたれ及びからしを含めて有機加工食品として考えればよいですか。

III 小分け業者

- (問 3-1) どのようなことを行う者が、有機の認定小分け業者の対象となるのですか。
- (問 3-2) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合は、認定小分け業者になることが必要ですか。
- (問 3-3) 有機 J A S マークの付してある玄米を仕入れ、精米にして小分けした袋や有機米どうしを混ぜ合わせた袋に有機 J A S マークを付けて販売する場合、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか、有機農産物の認定小分け業者になることが必要ですか。
- (問 3-4) 小分け業者における小分け担当者と格付表示担当者の兼務は可能ですか。
- (問 3-5) 小分け業者の認定を取得していない小売店において、有機ほうれん草のしおれた部分を除去する作業を行うことは可能ですか。

IV 輸入業者

- (問 4-1) 輸入業者や小分け業者は、輸入した農産物や小分けする農産物等についての保管、小分け及び格付の表示を貼付する作業等を倉庫業者に委託することができますか。
- (問 4-2) 認定輸入業者が認定の範囲で行うことができる包装とは、どのようなものですか。
- (問 4-3) 外国語で「有機」の言葉が付してある農産物及び農産物加工食品を輸入し、日本語で有機の表示を付さない場合は、認定輸入業者となる必要はないのですか。
- (問 4-4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機 J A S マークを貼付することはできますか。
- (問 4-5) 我が国が同等性を認めているA国で有機と格付された食品を、我が国が同等性を認めているB国を経由して輸入した場合、当該食品に有機 J A S マークを貼付するためには、どの国の証明書が必要になりますか。
- (問 4-6) 我が国が同等性を認めている国で有機と格付された食品を日本国内で有機加工食品の原材料として使用する場合に、輸入品の受入れ保管倉庫を経由せず、輸入時のコンテナで直接有機加工食品の生産工場へ輸送し、当該工場において認定輸入業者が原材料となる有機食品に有機 J A S マークを貼付することはできますか。
- (問 4-7) 認定輸入業者が、同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者に委託することができる「格付の表示に関する事務の一部」とは、どのような事務ですか。
- (問 4-8) 同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者が認定輸入業者から委託を受け、日本へ指定農林物資を輸出する前に J A S マークを貼付することができるのは、どのような場合ですか。
- (問 4-9) 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者に J A S マークの貼付を委託する場合、委託契約の内容はどのようなものになるのですか。
- (問 4-10) 同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者が、認定輸入業者から J A S マークの貼付業務を受託する場合、海外の事業者は認定輸入業者に対して手数料を支払う必要がありますか。
- (問 4-11) 有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準において、輸入業者が外国の事業者に J A S マークの貼付を委託する場合、格付表示規程に記載すべき事項となっている「受託者の監督に関する事項」とはどのようなことを記載するのですか。
- (問 4-12) 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者に J A S マークの貼付を委託する場合、受託先に置く格付表示担当者を補佐する者はどのような講習を受ける必要があるのですか。
- (問 4-13) 外国の政府機関に準ずるものとして指定された機関は、その機関が所在する国の認証事業者のみに日本向け指定農林物資の証明書を発行できるのですか。

V 日本農林規格

- (問 5-1) 有機表示の規制はどのような内容ですか。
- (問 5-2) J A S 法第 1 5 条の 2 第 2 項に規定する「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」は、どのように決められ、どのように公表されるのですか。

1 有機農産物の日本農林規格

(第2条関係)

- (問6-1) 「農業の自然循環機能」とは、どのようなことですか。
- (問6-2) 有機農産物の日本農林規格に「きのこ類」が追加されたのはなぜですか。
- (問6-3) 採取場で採取される農産物にはどのようなものがありますか。
- (問6-4) なぜ、自生しているものまで含めるのですか。
- (問6-5) 平成27年12月の規格改正により新たに有機農産物の日本農林規格に生産の方法についての基準が規定されたスプラウト類は、どのようなものが該当しますか。

(第3条関係)

- (問7-1) 使用禁止資材として、土壌、植物又はきのこ類に施されるその他の資材という規定がありますが、具体的にはどのようなものを指すのですか。
- (問7-2) 水耕栽培、ロックウール栽培、ポット栽培で栽培した農産物は規格の適用の対象となりますか。
- (問7-3) れき耕栽培わさびは規格の適用の対象となりますか。
- (問7-4) 農産物を製造、加工したものは有機農産物の日本農林規格の対象とはならないと思われませんが、製造、加工したものとはどの程度のものまでを指していますか。精米も加工に含まれますか。
- (問7-5) 農家が自分で生産した有機農産物を加工し、有機加工食品として販売する場合、有機農産物の認定生産行程管理者に加え、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。
- (問7-6) 有機農産物の生産行程管理者が茶葉を緑茶の荒茶として格付する場合や有機農産物の生産行程管理者や小分け業者が米ぬかに有機表示をする場合、有機加工食品の生産行程管理者の認定も取得することが必要ですか。

(第4条 ほ場、採取場 関係)

- (問8-1) ほ場等の条件について、有機的な管理を開始したとみなされる時点はどの時点ですか。
- (問8-2) 開拓されたほ場や耕作の目的に供されていなかったほ場において農産物の生産を開始したとみなされる時点はどの時点ですか。
- (問8-3) 同一のほ場で有機栽培と慣行栽培を交互に切り替えて繰り返すことは可能ですか。
- (問8-4) 区画整理を伴う土地改良事業実施地区における有機認定ほ場の取扱いはどうなりますか。
- (問8-5) 「ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置が講じられていること。」とありますが、具体的にどのように判断するのですか。
- (問8-6) 航空防除対象地域の場合にはどのように対応すればよいのですか。
- (問8-7) 航空防除対象地域からの農薬の飛来防止策についてどのように確認しますか。
- (問8-8) 使用禁止資材の流入を防ぐため、特に用水への使用禁止資材の混入を防止するための必要な措置とは、具体的にどのようなことですか。
- (問8-9) 多年生の植物から収穫される農産物とは、どのような作物ですか。
- (問8-10) なぜ、「開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場」が転換期間の短縮の条件となり得るのですか。

(問 8-11) 有機農産物を栽培しているほ場が他のほ場の農薬散布の影響を受けた場合はその農産物はどうなりますか。

(第 4 条 ほ場に使用する種子又は苗等 関係)

(問 9-1) 穂木、台木とは、どのようなものですか。

(問 9-2) 「植物体の全部又は一部」の一部とは、どのようなものですか。

(問 9-3) 有機ほ場に使用する種子又は苗等の基準における種子繁殖する品種と栄養繁殖する品種は、どのようなものが該当するのですか。また、最も若齢な苗等とは、どのような苗を指すのですか。

(問 9-4) 食用新芽とは、どのようなものを指すのですか。

(問 9-5) ほ場に使用する種子又は苗等はどのようなものが使用できますか。

(問 9-6) 「入手が困難な場合」とは、どのような場合ですか。

(問 9-7) 「品種の維持更新に必要な場合」とは、どのような場合ですか。

(問 9-8) 有機苗として販売されている苗について、ほ場に使用する種子又は苗等の項第 1 項への適合をどのように確認すればよいのですか。

(問 9-9) 種子が帯状に封入された農業用資材について、コットンリントー由来に限定したのはなぜですか。また、帯状ではなくシート状の資材の利用は可能ですか。

(第 4 条 ほ場における肥培管理 関係)

(問 10-1) 「生物の機能を活用した方法」とは、どのような方法ですか。

(問 10-2) 「生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合」とは、どのような場合ですか。

(問 10-3) 肥培管理のために、外部から微生物を導入する場合や、別表 1 の肥料及び土壌改良資材の調製のための微生物の培養に、

- ・製造工程において化学的に合成された物質が添加された培地
- ・遺伝子組換え技術を用いた培地

が使用されていても良いのですか。

(問 10-4) 緑肥用の種子として、別表 2 以外の農薬で種子消毒された種子しか入手できない場合、この種子を有機ほ場に使用することはできますか。

(第 4 条 種菌、栽培場、栽培場における栽培管理 関係)

(問 11-1) きのご類においては、どのような栽培方法が対象となるのですか。

(問 11-2) 種菌はどのようなものが使用できますか。

(問 11-3) 別表 3 の種菌培養資材に砂糖がありますが、精製工程で有機加工食品の J A S 規格別表 1 以外の食品添加物が使用されている砂糖も培養に使用できますか。

(問 11-4) 堆肥栽培きのこの覆土にはどのような土壌が使用可能ですか。

(問 11-5) 堆肥栽培きのこの栽培に使用できる資材にはどのようなものがありますか。

(問 11-6) 第 4 条の表栽培場における栽培管理の項の第 2 項の樹木に由来する資材以外の資材の (1) 農産物、(2) 加工食品、(3) 飼料は有機 J A S マーク (格付) が貼付なされたものでないと使用してはいけないのですか。

(問 11-7) 第 4 条の表栽培場における栽培管理の項の「堆肥栽培きのこの生産においてこれらの

資材の入手が困難な場合」とはどのようなことをいうのですか。

- (問11-8) きこの原木栽培において、植菌後の菌栓としてスチロール栓は使用可能ですか。
- (問11-9) まいたけの原木栽培では、栽培初期の雑菌による汚染を避けるため、植菌した原木を培養室で一定期間培養後、原木ごと土の中に埋込み、まいたけを発生させますが、このように栽培したまいたけについても、有機JAS格付が可能ですか。
- (問11-10) 土を使用しないスプラウト類の栽培にはどのような水を使用すればよいのでしょうか。
- (問11-11) 土を使用しないスプラウト類の栽培に使用する施設、用具等の洗浄、殺菌はできますか。
- (問11-12) 土を使用しないスプラウト類の栽培施設の照明は、どのようなものを使用することができますか。

(第4条 ほ場又は栽培場における有害動植物の防除 関係)

- (問12-1) 耕種的、物理的、生物的防除方法とは、どのような方法ですか。
- (問12-2) 「作目及び品種の選定」とは、どのようなことをいうのですか。
- (問12-3) 「作付け時期の調整」とは、どのようなことをいうのですか。
- (問12-4) 水田に米ぬか、くず大豆、おから等を施用して雑草抑制を行うことは認められますか。
- (問12-5) 捕食動物・寄生微生物の導入のために、別表2の農薬を利用して弱らせた有害動植物をほ場に施用することは認められますか。
- (問12-6) 「農産物に重大な損害が生じる危険が急迫している場合」とは、どのような場合ですか。
- (問12-7) マルチ資材はどのようなものが使用可能ですか。

(第4条 一般管理、育苗管理 関係)

- (問13-1) 平成17年の改正において、生産の方法についての基準の中で、新たな事項として一般管理及び育苗管理の項が設けられたのはなぜですか。
- (問13-2) 有機農産物のJAS規格第4条の基準に基づいて生産された種子（購入又は自家採種したもの）に対して、別表2に掲げた農薬を使用して種子消毒をすることができますか。
- (問13-3) 種子の比重選に塩水を使用することはできますか。
- (問13-4) ほ場に海水を施用することは可能ですか。
- (問13-5) ほ場には、育苗箱や育苗床などの育苗する場所も含まれるのですか。
- (問13-6) 有機ほ場への転換を開始したほ場の土壌を使用して育苗を行い、土壌を採取したほ場に植え付ける場合は、育苗管理の項第1項に適合する土壌とみなしてよいですか。
- (問13-7) 有機ほ場以外において有機の育苗を行う場合、育苗場所についても使用開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないことが条件とされるのですか。

(第4条 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理 関係)

- (問14-1) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準は、消費者の手に渡るまでの管理の基準ですか。
- (問14-2) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理での工程で使用する機械・器具等の洗浄に何が使用できますか。
- (問14-3) 有機加工食品のJAS規格では、有機加工食品の製造・保管期間以外には別表2以外の薬剤を使用して有害動植物の防除を行うことが可能と規定されましたが、有機農産物

の調製等を行う施設においても同様に別表 4 以外の薬剤を使用することはできますか。

- (問14-4) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程で有害動植物の防除のために別表 2 の農薬及び別表 4 の薬剤を使用する場合は、農産物への混入を防止することとされていますが、二酸化炭素くん蒸剤やケイソウ土粉剤を使用すると農産物に混入するのではないですか。
- (問14-5) 品質の保持改善とは、どのようなことですか。
- (問14-6) 放射線照射が禁止されていますが、工程管理のために放射線を利用することはできますか。
- (問14-7) ほ場及び作業場において、作業者の虫さされ等を防止するため、虫除けスプレーを使用してもよいですか。
- (問14-8) 輸入貨物の木材こん包材に対する植物検疫措置が実施されると聞きましたが、有機農産物の取り扱いはどうなりますか。
- (問14-9) 有機農産物には化学物質が全く残留していないのですか。

(別表 1 関係)

- (問15-1) 別表 1 に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。
- (問15-2) 使用可能な資材であるかどうか、どのように判断すればよいのですか。
- (問15-3) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。
- (問15-4) 遺伝子組換え作物に由来する堆肥の使用は認められますか。
- (問15-5) 平成 17 年の改正において、別表 1 の肥料及び土壌改良資材に使用できる食品製造業等に由来する有機質副産物の使用基準が改正されました。従来から使用可能であった食品製造業からの有機質副産物は使用できないのですか。
- (問15-6) 平成 17 年の改正において、有機農産物の J A S 規格の別表 1 から、魚かす粉末から蒸製骨粉までの資材が削除されていますが、これらの資材は有機農産物の栽培に使用できないのですか。
- (問15-7) 草木灰の基準に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」とありますが、草木の生産段階で使用された資材について確認する必要がありますか。
- (問15-8) 塩化加里や塩化ナトリウムの精製工程においてイオン交換膜を使用する場合等に塩酸等の加工助剤を使用することはできますか。
- (問15-9) 「貝化石肥料」は別表 1 の使用できる資材から削除されましたが使用できないのですか。
- (問15-10) 「微量元素」とはどのような資材ですか。微量元素であれば合成されたものも使用できますか。
- (問15-11) 「岩石を粉砕したもの」の使用基準として、「含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものではない」とは、どういう場合に該当しますか。
- (問15-12) 「製糖産業の副産物」が別表 1 に掲載されていますが、どのようなものを指すのですか。また、製糖産業では一般的に化学処理工程があり、このような製造工程から得られる副産物は使用できないのではないのですか。
- (問15-13) その他の肥料及び土壌改良資材は、どのような資材が使用できるのですか。
- (問15-14) 有機農産物の日本農林規格別表 1 にある、「他の資材によっては土壌の性質に由来する

農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材」に合致する資材であるか否か判断する基準は何ですか。

- (問15-15) 「その他の肥料及び土壌改良資材」では、「化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」として、「燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらず製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。」とありますが、別表1の他の資材の基準にある「化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」の考え方も同様ですか。また、木酢液の使用は認められますか。
- (問15-16) 有機農産物の栽培に、下水処理汚泥は使用できますか。
- (問15-17) 人糞を原料とした肥料は使用できますか。

(別表2関係)

- (問16-1) 別表2に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。
- (問16-2) 「有機農産物の日本農林規格」の別表2の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。
- (問16-3) 「有機農産物の日本農林規格」の別表2の「天敵等生物農薬・銅水和剤」は、どのようなものが該当しますか。

(別表4関係)

- (問17-1) 有機農産物の保管倉庫内での病害虫や小動物の防除はどのように行えばよいですか。
- (問17-2) 別表4の薬剤に「農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。」とありますが、これはどのような意味ですか。
- (問17-3) 収穫以後の工程で有害動植物の誘引剤又は忌避剤としてどのようなものが使用できますか。

(別表5関係)

- (問18-1) 次亜塩素酸水の基準において、食塩水を電気分解したものに限定したのはなぜですか。

(附則関係)

- (問19-1) 育苗培土の粘度調整のための資材の利用は可能ですか。

2 有機加工食品の日本農林規格

(第2条関係)

- (問20-1) なぜ加工方法を物理的又は生物の機能を利用した方法に限定するのですか。
- (問20-2) 物理的又は生物の機能を利用した加工方法とは、具体的にどのような方法ですか。

(第3条、4条関係)

- (問21-1) 平成18年の改正で、有機加工食品の定義はどのように改正されたのですか。
- (問21-2) 有機加工食品の製造において、有機加工食品を原材料として使用する場合、どのようなことを考慮すればいいのですか。
- (問21-3) 平成24年の改正において、有機以外の農畜産物等の使用は、使用する原材料と同一の種類有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限ることが追加

されましたが、その理由はなぜですか。

- (問21-4) 有機加工食品の有機原材料として、有機農産物加工酒類は使用可能ですか。また、酒粕を有機JAS格付することはできますか。
- (問21-5) 原材料は、格付の表示が付されているものに限られていますが、我が国の製造業者は、有機JAS基準と同等の制度を有すると認められた国におけるその国の制度に基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、格付表示がなくても、証明書等をもって原材料として使用できますか。
- (問21-6) 原材料に加工助剤を含むとしたのはどうしてですか。
- (問21-7) 有機加工食品の日本農林規格第4条の「原材料」の基準の1のただし書きは、格付を2回行うことを言っているのですか。
- (問21-8) 第4条原材料の項に規定されている「有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物」、「有機加工食品と同一の種類の加工食品」とは、具体的にどうやって判断するのですか。
(例：黒目大豆と白目大豆、枝豆と大豆、うるち米ともち米、トマトケチャップとトマトピューレー、煎茶と抹茶、こいくちしょうゆとうすくちしょうゆ)
- (問21-9) 遺伝子組換え技術によって得られるものとは、具体的にどのようなものをいうのですか。
- (問21-10) 放射線照射がなされた食品かどうかは、具体的にどうやって確認すればよいのですか。
- (問21-11) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品以外の農畜水産物及びその加工品には、別表に掲げる食品添加物以外のものが使用されていてもよいのですか。
- (問21-12) 精製塩に、海水から採取したにがり添加したものは食塩として有機加工食品の加工に使用できますか。
- (問21-13) 原材料の使用割合は、有機食品以外のものが原材料に占める重量の割合の5%以下となっていますが、これは原料配合時ですか、それとも最終製品としてですか。
- (問21-14) 5%以下で有機加工食品の原材料に使用できる有機加工食品以外の加工品は遺伝子組換え技術を用いた原料を使用しても良いですか。
- (問21-15) 有機加工食品の製造に生物の機能を利用する場合に、
・有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物以外の原料
・遺伝子組換え技術を用いた原料
で培養された微生物等が使用されていてもよいのですか。
- (問21-16) 有機加工食品の原材料の使用割合において、有機食品の製品に占める割合が70%以上95%未満のものを認めないのはなぜですか。
- (問21-17) 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射が禁止されていますが、工程管理のために放射線を利用することはできますか。
- (問21-18) 有機加工食品の原材料の農産物などを洗浄するために、化学的に合成された殺菌剤や洗浄剤は使用できますか。
- (問21-19) 有機加工食品の原材料として使用できる水はどのような水ですか。また、井戸水を飲用適にするために殺菌剤（次亜塩素酸ソーダ）を使用できますか。
- (問21-20) 加工工程で使用する機械・器具の洗浄、殺菌はできますか。
- (問21-21) 生産行程管理者等が製品を包装する際、脱酸素剤を添付してもいいのですか。

(第5条関係)

- (問22-1) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、なぜ、有機農産物加工食品でないことが分かるように記載しなければならないのですか。
- (問22-2) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのようなものがありますか。
- (問22-3) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのような表示が許されるのですか。

(別表関係)

- (問23-1) 食品添加物の製造において使用する原材料として、遺伝子組換え技術によって得られたものを使用できますか。
- (問23-2) 有機加工食品の加工に既存添加物である焼成カルシウム類を使用することはできるのですか。
- (問23-3) 認定小分け業者や認定輸入業者が、お茶の包装工程で窒素充填を行ってもいいのですか。
- (問23-4) 有機加工食品のJAS規格別表2に掲げられた薬剤を全面的に改正したのはなぜですか。
- (問23-5) 製造、加工、包装、保管等の施設において有害動植物の誘引剤又は忌避剤としてどのようなものが使用できますか。

VI 表示

- (問24-1) 有機JASマークが付いていない農産物や加工食品に、「有機原材料使用」という表示はできますか。
- (問24-2) 「有機無農薬トマト」と表示することはできますか。
- (問24-3) 「有機米」、「有機栽培米」という表示は食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）の表示に適合しているのですか。
- (問24-4) 有機農産物の表示は名称だけでよいのですか。
- (問24-5) 有機加工食品の表示は、名称と原材料名だけでよいのですか。
- (問24-6) 有機農産物等のモニタリングはどのように行うのですか。
- (問24-7) 有機食品の表示規制は、外食産業や中食産業についても適用されますか。
- (問24-8) 日本農林規格に基づいて栽培した農産物を産消提携により販売したいと思いますが、有機農産物の認定生産行程管理者にならなければなりませんか。
- (問24-9) 有機JASマークが付された大豆を原材料として製造した納豆に、有機JASマークを付さないで「有機大豆使用の納豆」と表示して販売する場合、立て札に「有機納豆」と表示してもよいですか。
- (問24-10) 有機農産物と転換期間中有機農産物を混合した場合、どのように表示すればよいですか。
- (問24-11) 有機JASマークをスタンプで表示することはできますか。また、認定事業者自身がパソコン等で作成した有機JASマークを使用することはできますか。
- (問24-12) 生鮮食品に有機〇〇使用といった表示を、有機JASマークを付けずに表示してもよ

いのですか。

(問24-13) 有機JASマークが付された農産物加工食品を「有機〇〇」等と表示された段ボール等の資材に梱包して出荷する場合には、その段ボール等の資材に有機JASマークが必要ですか。

(問24-14) 有機JASマークが付されていない無償のサンプル品の名称として「有機ルイボス茶」と表示することはできますか。

Ⅶ その他

(問25-1) 有機農産物を栽培するほ場に、天災により周辺から土砂等が流入した場合の取扱いはどうすればよいのですか。

(問25-2) 有機農産物の栽培に使用する肥料や農薬等の資材に、JAS規格に適合している旨の表示をすることができますか。

I 有機農産物の生産行程管理者

(問 1 - 1) 有機農産物の認定生産行程管理者はどのようなことを行うのですか。

(答)

有機農産物の認定生産行程管理者は、それぞれのほ場ごとの生産行程を管理又は把握するとともに、その記録を作成し、そこで生産される農林物資について格付を行うことにより、格付の表示（有機 J A S マーク）を付することができます。

(問 1 - 2) 同一ほ場で一年間に 3 ~ 4 作する場合、1 作毎に認定申請が必要ですか。

(答)

認定はほ場ごとに行われることから、一度認定を受ければ一年間に何作してもかまいません。

(問 1 - 3) 認定されたほ場や採取場について有効期間はありますか。

(答)

認定ほ場について、認定の有効期限は定められていません。ただし、認定後は 1 年に 1 回以上登録認定機関による調査を受け、J A S 規格に定める「ほ場」の基準又は「採取場」の基準に適合していることの確認を受ける必要があります。

なお、以下の例など、J A S 法施行規則第 4 6 条第 1 項第三号のへ及びトに該当する場合には登録認定機関により生産行程管理者の認定が取消されることとなります。

- (1) 事前に格付の表示を付した農林物資を譲渡、陳列した場合、不適正な格付の表示を除去・抹消しなかった場合、不適正な格付の表示を付した場合、又は格付の表示と紛らわしい表示を付した場合並びに包装資材等の再使用の制限の規定に違反したとき。
- (2) 認定の技術的基準に適合しなくなったとき。
- (3) J A S 法第 1 9 条の 2 の規定に基づいて農林水産大臣が行う改善命令又は格付の表示の除去若しくは抹消命令に違反したとき。
- (4) J A S 法第 2 0 条第 2 項の規定に基づいて農林水産大臣が行う報告や物件の提出の求めに従わず、若しくは虚偽の報告や虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは J A S 法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づいて農林水産省の職員若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が行う検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (5) 不正な手段により認定を受けたとき。

(問 1 - 4) 有機農産物の生産行程管理担当者と格付担当者の兼務は可能ですか。

(答)

それぞれの業務を適正に実施するためには、生産行程管理担当者と格付担当者は別の者であることが望ましいのですが、認定を受けるほ場の数が少なかったり面積が小さいなど、同一人で両業務を行うことが可能であると登録認定機関が認めた場合にあっては、生産行程管理担当者と格付担当者を兼務することが可能です。

(問 1 - 5) ほ場の数、分散の状況等に応じて適正な管理又は把握を行うのに十分な生産行程管理担当者の数はどのように算出すればよいですか。

(答)

ほ場の数や分散の状況等により異なりますが、一般的には、生産行程管理担当者一人が一年間で生産行程を管理又は把握できるほ場の数を算出し、全ほ場数をその数で除した人数以上いればよいこととなります。

(問 1 - 6) 「当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認」とはどのように確認すればよいのですか。

(答)

当該生産荷口とその生産に係る管理記録との照合により確認を行うものです。

(問 1 - 7) 認定生産行程管理者の認定前に収穫を終えており保存している農産物や、認定前から栽培されている農産物に、有機 J A S マークを付けることができますか。

(答)

登録認定機関は、農産物の栽培時や収穫後であっても生産行程管理者の認定を行うことは可能です。この場合、登録認定機関は通常の認定と同様にほ場の条件等生産の方法についての基準など有機農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準に基づき検査を行い、その際、栽培中や既に収穫された農産物がある場合には生産行程管理記録・保管の状況等から当該農産物が有機 J A S に適合しているかどうか確認することを含めて生産行程管理体制を検査することが必要となります。

こうした認定を受けた生産行程管理者は、認定時に収穫を終えて貯蔵している農産物や栽培中であつた農産物についても、自らの責任で農産物を有機 J A S 規格に基づいて格付けし、有機 J A S マークを付けることができます。

(問1-8) 生産行程管理者について、事業の譲渡や組織変更等があった場合、事業を引き継いだ事業者は新たに認定を取得する必要がありますか。

(答)

- 1 平成17年のJAS法改正において、認定事業者の承継に係る規定が削除されました。これは、格付けを行うことができる事業者の認定は当該事業者の検査・格付能力に照らして個別に判断するものであるため、事業の譲渡、承継のための分割、相続又は合併があった場合、制度の適正かつ円滑な運用の観点から、改めて認定の審査を行う方が望ましいと考えられるためです。
- 2 以下のような場合には、認定を受けていた事業者と今後格付に関する業務を行う事業者とが異なる主体であるため、前者は格付に関する業務の廃止届を提出し、後者は認定申請を行う必要があります。
 - (1) 農家や個人商店等、認定を受けた個人が後継者に事業を引き継ぐ場合
 - (2) 認定を受けた会社が持ち株会社化し、事業を新たに設立した会社に引き継ぐ場合
 - (3) 認定を受けた協同組合、農業法人又は生産者グループが解散し、事業を構成員に引き継ぐ場合（グループの構成員が一時的に1農家のみとなった場合を除く。）
 - (4) 認定を受けた会社が個人商店に、認定を受けた組合が株式会社に組織変更し、事業を新組織に引き継ぐ場合なお、会社法の施行日（平成18年5月1日）に有限会社であった特例有限会社が株式会社に商号変更する場合は、新たに認定申請を行う必要はありません。
- 3 調査、手数料徴収を含めた認定手続については、各登録認定機関が定める業務規程に基づいて行うこととなっていますので、上記2(1)～(4)のような場合に、登録認定機関が調査内容の省略、新規認定手数料の減額等を行うのであれば、その旨を業務規程に明記しておく必要があります。

II 有機加工食品の生産行程管理者

(問2-1) スーパーマーケットにおいて有機野菜を原料にして野菜サラダ等を作る場合、有機JASマークを付けるためには、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。

(答)

野菜サラダ等複数の農産物をカットして、それらを混合し一つの商品（有機野菜サラダ等）としたものは有機加工食品に該当することとなり、これに有機JASマークを付けて販売するためには、当該事例の場合、加工を行う者が有機加工食品の認定生産行程管理者になる必要があります。

(問 2 - 2) 生産行程の管理は必ず一人で行わなければならないのですか。仮に何人かで行う場合、その全員が認定事業者となる必要がありますか。

(答)

- 1 生産行程の管理の方法は、必ずしも一人の者が行う必要はなく、
 - (1) 有機農産物等の生産行程を管理する全ての者がグループを構成し、生産行程管理者として一体的認定を受けて生産行程を管理する方法
例-①生産農家や精米施設等がグループを構成する場合
②製造工場や包装工場等がグループを構成する場合
なお、この場合、認定申請時において、認定申請書上、グループに含まれる全ての者について、J A S 法施行規則第 2 8 条第 1 号に規定する「氏名又は名称及び住所」を明記することが必要となります。
 - (2) 有機農産物の生産農家又は有機加工食品を製造する者が生産行程管理者となり、生産行程の一部を自ら管理するとともに、それ以外の生産行程の管理を他の者に委託して生産行程の管理を行う方法（いわゆる外注管理。この場合でも、認定された生産農家又は製造業者自身による有機 J A S マークの貼付が必要。）
- 2 なお、生産農家や製造業者の認定は、ほ場又は事業所ごとに行われることとされていますが、生産行程の管理は、一体的認定を受けている場合であろうと、外注管理を行って認定を受ける場合であろうと、全て生産行程管理者の責任で行われます。そのため、生産行程に含まれる全てのほ場又は事業所は、認定事業者が生産行程を管理又は把握すべきほ場又は事業所として、認定時に特定しておく必要があります。（認定申請時において、認定申請書上、J A S 法施行規則第 2 8 条第 3 号に規定する記載事項として、生産行程に含まれる全ての「ほ場又は事業所の名称及び所在地」を明記する必要があり、生産行程に含まれるほ場又は事業所が追加、変更される場合には、登録認定機関に認定の変更の申請を行う必要があります。）

(問 2 - 3) 有機加工食品の認定外国生産行程管理者も、有機 J A S マークの付してある原材料を使用しなければ有機加工食品を生産し、販売することができないのですか。

(答)

J A S 法第 1 5 条の 2 第 2 項の規定により同等の制度を有する国として省令で定められた国において、その国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取決めに基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、その生産基準や当該外国内における流通上の取扱い等について J A S 認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品と同等であることから、我が国において輸入された場合、認定輸入業者が有機 J A S マークを付することができます。

(問2-4) 同等性を有している国の制度に基づき認定された海外の事業者は、同等性を有している国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取決めに基づき農産物及び農産物加工食品を格付して、自ら有機JASマークを貼付することは可能ですか。

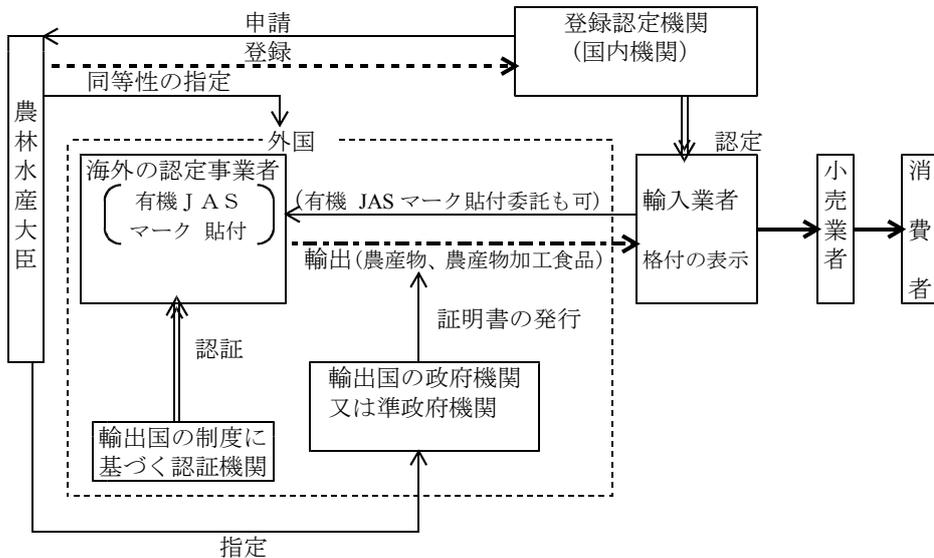
(答)

同等性を有している国の制度に基づき認定された海外の事業者（以下この問において「海外の認定事業者」という。）は、当該国の格付制度に基づき格付した農産物及び農産物加工食品に自ら有機JASマークを貼付することはできません。

同等性を有する国の格付制度に基づき格付した農産物及び農産物加工食品に格付の表示を付することができるのは、JAS法第15条の2の規定に基づく我が国の認定輸入業者だけです。

ただし、認定輸入業者が、海外の認定事業者に対し、有機JASマークの貼付を委託する場合、受託した事業者は委託契約に従い、当該商品に有機JASマークを貼付することができます。

(参考)



(問2-5) 有機納豆にたれ及びからしを添付して販売したい場合、納豆本体のほかたれ及びからしを含めて有機加工食品として考えればよいですか。

(答)

有機納豆にたれとからしを添付して販売する(有機納豆本体と混合されていない)場合、これらたれ及びからしは有機納豆に添付された別の加工食品とみなします。従って、納豆本体が有機加工食品であれば、「有機納豆」と表示することが可能です。

名称表示例：有機納豆(からし、たれ付き)注1

有機納豆(有機たれ付き)注2

注1 「からし」と「たれ」は有機食品でない場合

注2 「有機たれ」にも認定事業者が有機JASマークを付することが必要

Ⅲ 小分け業者

(問3-1) どのようなことを行う者が、有機の認定小分け業者の対象となるのですか。

(答)

- 1 小分けとは、一般的に「一度区分したものを更に小さく区分すること」であり、物資の形態を、裁断、仕分け等によって、より小さい単位に変化させることをいいます。
また、小さな単位で流通していたものを、まとめて箱詰め、袋詰めする等によって、より大きな単位に変化させることも小分け行為とみなされます。
- 2 JAS法上、認定小分け業者とは、小分けした物資にJASマークを再び貼付する者をいい、業態としては卸売、仲卸、小売り等いずれに属する者であってもなり得ます。
- 3 複数の種類の食品を混合して小分け行為を行う場合には、複数の種類の食品を混合することによって新しい属性が付加され、加工行為とみなされることから、これらの行為を小分け業者の認定で行うことはできません(ただし、複数の有機野菜を箱詰めして有機野菜セットとするなど、消費者が混合した食品を別々に消費することが前提となっている場合には、新しい属性が付加されているとはみなされないことから、これらの行為は小分け業者の認定で行うことができます。)
- 4 同じ種類の加工食品を混合して小分け行為を行う場合には、混合することによって新しい属性が付加されているとは見なされないことから、これらの行為は小分け業者の認定で行うことができます。ただし、茶等において、ブレンドすることで食味の向上を図ることを目的とする場合には、新しい属性が付加されたとみなし、加工食品の生産行程管理者の認定が必要です。
- 5 なお、JASマークが付されたバナナやキウイフルーツをエチレンで追熟する行為は認定事業者が行うこととなりますが、エチレンで追熟する行為のみを行って、小分けを行わなかった場合には、JASマークを再貼付する必要はありません。

(問3-2) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合は、認定小分け業者になることが必要ですか。

(答)

この場合、認定小分け業者となることが必要でない場合と、必要になる場合があります。

(1) 認定小分け業者になることが必要でない場合

有機農産物をスーパーマーケットのバックヤード等で小分けする場合、有機農産物コーナーを設けることによりその他の農産物との混同を防止するなど、有機農産物とこれに付された有機JASマークの同一性を担保する措置がとられている場合において、有機農産物を箱から取り出して小分けし、当該空箱の有機JASマークを切り取って小分けした農産物に近接した場所に掲示して販売する場合には、新たに有機JASマークを付するものではありませんので、認定小分け業者になる必要はありません。(取り出した有機農産物を平積みする場合、皿に盛る場合、袋詰めする場合、容器に入れる場合、カットして販売する場合、カットしたものにラップをかける場合を含みます。)

ただし、この場合において、小分けされた有機農産物を入れた容器・包装上に「有機」、「オーガニック」等の文字を表示することはできません。これは、「有機」等の表示は、常に有機JASマークの表示と一体的に行う必要があるところ、このケースでは消費者が小分けした商品を持ち運ぶことによって掲示された有機JASマークと容器・包装上の「有機」等の表示の一体性が保てなくなってしまうためです。したがって、認定小分け業者とならずに「有機」等の表示を行いたい場合には、掲示した有機JASマークの近接した場所にポップ等で「有機」等と表示して下さい。

(2) 認定小分け業者になることが必要な場合

小分けした有機農産物の容器・包装上に「有機」、「オーガニック」等と表示したいという場合には、容器・包装上に新たに有機JASマークを付す必要がありますが、このように小分けした有機農産物(カットして販売する場合を含む。)又はそれらの容器・包装に新たに有機JASマークを付す必要がある場合には、認定小分け業者になって頂く必要があります。

(問3-3) 有機JASマークの付してある玄米を仕入れ、精米にして小分けした袋や有機米どうしを混ぜ合わせた袋に有機JASマークを付けて販売する場合、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか、有機農産物の認定小分け業者になることが必要ですか。

(答)

精米工程や米穀の混合は「加工」に当たらないことから、有機加工食品の認定生産行程管理者ではなく、有機農産物の認定小分け業者になることが必要です。なお、袋に有機JASマークを付さない場合(店頭において、消費者が指定した有機JASマークが表示されている玄米を精米にして販売する場合等)は、認定小分け業者になる必要はありません。

(問3-4) 小分け業者における小分け担当者と格付表示担当者の兼務は可能ですか。

(答)

それぞれの業務を適正に実施するためには、小分け担当者と格付表示担当者は別の者であることが望ましいのですが、同一人で両業務を行うことが可能であると登録認定機関が認めた場合にあっては、小分け担当者と格付表示担当者を兼務することは可能です。

(問3-5) 小分け業者の認定を取得していない小売店において、有機ほうれん草のしおれた部分を除去する作業を行うことは可能ですか。

(答)

有機農産物のしおれた部分を除去するだけの作業であれば、小分けの業務には当たらないので、認定事業者でなくても行うことができます。

IV 輸入業者

(問4-1) 輸入業者や小分け業者は、輸入した農産物や小分けする農産物等についての保管、小分け及び格付の表示を貼付する作業等を倉庫業者に委託することができますか。

(答)

- 1 格付の表示の貼付は認定事業者自らが行わなければならないことから、認定事業者となっていない倉庫業者に対して格付の表示の貼付を委託することはできません。仮に倉庫会社に、保管、小分け又は格付の表示を貼付する作業等を行わせる必要がある場合には、輸入業者あるいは小分け業者は倉庫業者と一体的に認定の審査を受け、認定輸入業者あるいは認定小分け業者とならなければなりません。
- 2 この場合、認定申請時において、JAS法施行規則第32条第1号及び第34条第1号に規定している「氏名又は名称及び住所」にグループ名を記載するとともに、その構成員である輸入業者あるいは小分け業者名と倉庫業者名等を併せて明記する必要があります。
- 3 なお、単独認定を取得していた認定事業者が倉庫業者との一体的認定に変更する場合や一体的認定を取得していた認定事業者が倉庫業者を変更したり単独認定に変更する場合は、登録認定機関に変更届を提出する必要があります。

(問4-2) 認定輸入業者が認定の範囲で行うことができる包装とは、どのようなものですか。

(答)

認定輸入業者は、輸入する指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことができます。その際、格付の表示を付すことができる包装や容器とは、原則として輸入されて来た状態の包装や容器に対して行うこととなりますが、輸入されてきた容器や包装が破損あるいは汚損している場合や国内における流通に適さない場合など、再度包装する必要がある場合や同等の容器に移し替える必要がある場合には、その新しい容器や包装に格付の表示を付すことができます。

なお、認定輸入業者は、輸入された指定農林物資を小分けしたり、ブレンド、精米、加工等を行うことはできません。

(問4-3) 外国語で「有機」の言葉が付してある農産物及び農産物加工食品を輸入し、日本語で有機の表示を付さない場合は、認定輸入業者となる必要はないのですか。

(答)

輸入した農産物及び農産物加工食品に英語で「Organic」や「ORGANIC」と表示されている場合は、有機農産物の日本農林規格第5条及び有機農産物加工食品の日本農林規格第5条に規定する「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」と紛らわしくなりますので、認定輸入業者となって有機JASマークを付することが必要です。それ以外の外国語についても、「有機」「オーガニック」の商品であると消費者の商品選択を誤らせるような表示も同様に取り扱いします。

(問4-4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機JASマークを貼付することはできますか。

(答)

- 1 認定輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）を輸入して格付の表示を付することができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しないB国である指定農林物資については、認定輸入業者は格付の表示を行うことはできません。

2 なお、米国及びカナダとの同等性協定では、上記②の範囲について、当該国以外で生産され、当該国の基準に基づく認証を受けた指定農林物資をそれぞれの当該国内で包装したのも対象としています。米国及びカナダからの指定農林物資の輸入に係る詳細は、農林水産省ホームページ（下記URL）をご覧ください。

有機食品の検査認証制度（有機農産物等の輸出入に関する情報）

(http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)

（問４－５）我が国が同等性を認めているA国で有機と格付された食品を、我が国が同等性を認めているB国を経由して輸入した場合、当該食品に有機JASマークを貼付するためには、どの国の証明書が必要になりますか。

（答）

- 1 A国内で生産及び格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）が、B国に輸入され、B国において新しい属性が付加され、日本に輸出される場合には、日本への輸出国であるB国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書が必要になります。
- 2 B国に一旦輸入され、新しい属性が付加されずに日本に輸出される場合には、認定輸入業者は、①又は②のどちらかの書類を有することにより、JASマークを貼付することが出来ます。
 - ① A国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書
 - ② B国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書及び当該指定農林物資に係る生産行程管理者の認定に相当する行為を行ったA国の機関の名称及び住所がわかる書類A国の機関の名称及び住所がわかる書類としては、A国の機関が発行したA国の生産行程管理者とB国の事業者との取引証明書やA国の生産行程管理者の認証書等が該当しますが、認証書等の場合は、日本へ輸出される指定農林物資が当該指定農林物資であることを特定するため、A国からB国に輸出された際のインボイス等の書類も必要となります。
- 3 なお、新しい属性が付加されるか否かの判断に当たり、茶等にあつて、品質の向上を図ることを目的として異なる品種をブレンド等する場合については、新しい属性が付加されたとみなされ、B国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書が必要となります。
- 4 また、A国、B国がともにEU加盟国である場合、EU加盟国のいずれかの国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書を有していれば、認定輸入業者はJASマークを貼付することができます。

(問4-6) 我が国が同等性を認めている国で有機と格付された食品を日本国内で有機加工食品の原材料として使用する場合に、輸入品の受入れ保管倉庫を経由せず、輸入時のコンテナで直接有機加工食品の生産工場へ輸送し、当該工場において認定輸入業者が原材料となる有機食品に有機JASマークを貼付することはできますか。

(答)

1 有機加工食品の生産工場の施設が、有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準の一に定める輸入品の受入れ及び保管のための施設の条件を満たしていれば直送することができます。

ただし、輸入業者は当該工場を上記認定の技術的基準の「輸入品の受入れ及び保管のための施設」として、認定の範囲に含める必要があります。

2 また、有機加工食品の生産工場において、輸入品の所有権が変更されることから、輸入業者は同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書の内容とインボイス等に記載された指定農林物資の数量とが合致しているか等を確認し、JASマークを貼付した後に生産工場へ当該指定農林物資を引き渡す必要があります。

なお、輸入業者が輸入先(海外)の認定事業者へJASマーク貼付を委託した場合は、輸入された指定農林物資に貼付されたJASマークが適切であることを上記の証明書等により確認した後、生産工場へ引き渡す必要があります。

(問4-7) 認定輸入業者が、同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者へ委託することができる「格付の表示に関する事務の一部」とはどのような事務ですか。

(答)

認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者へ委託することができる「格付の表示に関する事務の一部」とは、指定農林物資にJASマークを貼付する事務のことです。

(問4－8) 同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者が認定輸入業者から委託を受け、日本へ指定農林物資を輸出する前にJASマークを貼付することができるのは、どのような場合ですか。

(答)

- 1 認定輸入業者は、同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者（以下この問において「海外の認定事業者」という。）が製造した指定農林物資を輸入し、輸入先国（準政府機関を含む。）の証明書の記載内容等を確認し、JASマークを貼付しますが、海外の認定事業者が自らJASマークの貼付を希望する場合、認定輸入業者が海外の認定事業者に委託して、あらかじめJASマークが貼付された商品を輸入することができます。
- 2 この場合、海外の認定事業者におけるJASマーク貼付が適切に行われることを担保するため、海外の認定事業者は、JASマークの貼付に当たっての留意事項を理解するための講習（Web、メール等による周知も可。）を受講する必要があるため、認定輸入業者は必要に応じて海外の認定事業者が行うJASマーク貼付業務について報告を求め、確認する必要があります。
- 3 この措置は、日本に有機食品を輸出する際、認定輸入業者自らが有機JASマークの貼付を行うこととする従来の方法が円滑な貿易の妨げとなっていることから、手続の簡略化を図るために上記の方法としたものです。認定輸入業者におかれては、手続の簡略化を図った趣旨を理解していただき、海外の認定事業者が自らJASマークの貼付を希望する場合、委託できない正当な理由がない限り有機JASマークの貼付を委託してください。

(問4-9) 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者
にJASマークの貼付を委託する場合、委託契約の内容はどのようなもの
になるのですか。

(答)

委託契約書の例は以下のとおりです。

なお、認定輸入業者は、委託する業務の内容について、あらかじめ格付表示規程に具体的
に規定しておく必要があります。

有機JASマークの貼付業務に関する委託契約書（乙がEU加盟国内事業者の場合の例）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）
第十五条の二に基づき登録認定機関の認定を受けた輸入業者（以下「甲」と
いう。）とEU加盟国内でEU有機規則に基づく認定を受けた事業者（以下
「乙」という。）は、有機農産物又は有機農産物加工食品（EUの格付の制度に基づき格付
が行われたものに限る。以下「有機食品」という。）への有機JASマーク（以下単に「マ
ーク」という。）の貼付に関する業務について、委託契約（以下「本契約」という。）を次の
とおり締結する。

（委託契約）

第一条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託
する。

- (1) 乙は、マーク貼付の担当責任者を選任し、当該担当責任者に対し、甲が指定する資
料により、マーク貼付の対象となる有機食品の範囲、マークの様式及び送り状の記載
方法等の内容を把握させる。
- (2) 乙は、甲が指定する様式のマーク又は甲が送付するマークを、甲向けに出荷する有
機食品に貼付する。
- (3) 乙は、甲向けに出荷する有機食品に、名称、ロット番号並びにマークを貼付した有
機食品の数量及び出荷日を記載した送り状を添付するとともに、その写しを保存する。
- (4) 乙は、マークの貼付について甲から照会があったときには適切に対応する。

（費用）

第二条 本業務の委託に関する費用は、無償とする。

（契約期間・契約更新）

第三条 契約期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

2 契約期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、本契約と同
一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

（再委託）

第四条 乙は、本業務の全部を一括して第三者（EU加盟国内でEU有機規則に基づく認定
を受けた事業者に限る。）に委託すること（以下「再委託」という。）を必要とするとき

は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。なお、あらかじめ甲の承認を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

(秘密保持)

第五条 甲及び乙は、本契約期間中又は期間終了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(担保責任)

第六条 乙がマークの貼付義務を履行するにあたり、重大な瑕疵があった際は、乙はその際の損害等の一切の費用を負担する。

(解除)

第七条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) どちらか一方が、認定機関から認定の取消し、停止等の処分を受けたとき
- (2) どちらか一方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されないとき
- (3) 相手方への重大な背信行為等、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

(協議)

第八条 この契約に定めのない事項又は、この契約条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

20××年○月○日

甲 住所
会社名
代表者

乙 住所
会社名
代表者

(問4-10) 同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者が、認定輸入業者からJASマーク貼付業務を受託する場合、海外の事業者は認定輸入業者に対して手数料を支払う必要がありますか。

(答)

同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者（以下この間において「海外の認定事業者」という。）が認定輸入業者から受託するJASマーク貼付業務は、本来認定輸入業者が行う行為を海外の認定事業者が替わりに行うものであり、委託契約を締結する際には、認定輸入業者は海外の認定事業者に対して金銭的負担を課することがないように留意願います。

(問4-11) 有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準において、輸入業者が外国の事業者には有機JASマークの貼付を委託する場合、格付表示規程に記載すべき事項となっている「受託者の監督に関する事項」とはどのようなことを記載するのですか。

(答)

受託者の監督に関する事項とは、認定輸入業者が委託した有機JASマークの貼付作業が適切に実施されていることを確認し、必要に応じて報告を求めるために必要な事項のことです。

具体的には、①有機JASマークの適切な貼付方法及び数量管理方法についての指示に関すること、②有機JASマークの貼付の記録についての報告に関すること、③有機JASマークの数量管理についての報告に関すること等を規定する必要があります。

なお、受託者の監督については、あくまでJASマークの適切な貼付を担保する観点から必要最小限の範囲で行われるものであり、受託者である海外の事業者に対し過大な負担を負わせるものではないことに留意願います。

(問4-12) 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者にはJASマークの貼付を委託する場合、受託先に置く格付表示担当者を補佐する者はどのような講習を受ける必要があるのですか。

(答)

1 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者（以下この間において「海外の認定事業者」という。）に、JASマークの貼付を委託する場合、海外の認定事業者がJASマーク貼付に当たっての留意事項を理解し、JASマーク貼付業務を適切に行う必要があります。

このため、有機農産物及び有機加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準において、海外の認定事業者には、格付表示担当者を補佐する者を置くこととしています。

- 2 格付表示担当者を補佐する者が J A S マーク貼付に当たり留意すべき事項は、①委託元の認定輸入業者向けに出荷する指定農林物資のみに当該輸入業者が指定した J A S マークを貼付すること、②委託元の認定輸入業者に対し J A S マーク貼付数量等を報告するとともに、その記録を保管すること等となりますが、格付表示担当者を補佐する者はこれらの留意事項を理解するために「格付の表示に関する課程」についての講習を修了する必要があります。
- 3 なお、講習については、格付表示担当者を補佐する者に下記の留意事項を W e b、メール等により周知し、理解させることをもって「格付の表示に関する課程」を修了したものとみなします。

有機 J A S マーク貼付の受託にあたり特に留意すべき事項

「有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準」の五に規定する講習会については、以下の事項を熟読し、理解することにより、講習会において格付の表示に関する課程を修了したものとします。

1 認定輸入業者から委託を受け J A S マークを貼付できる農林物資

有機 J A S との同等性の制度を利用して、日本に輸出できる農林物資（認定輸入業者から委託を受け、J A S マークを貼付できる農林物資）は、有機農産物と有機農産物加工食品のみです。

① 有機農産物（きのこを含む。）

例：野菜、果実、穀類、コーヒー生豆、サトウキビ、きのこ

② 有機農産物加工食品 { 原材料に占める畜産物及び畜産物加工品の合計が 5 % 以上 }
のものを除く。

例：野菜加工品、果実加工品、穀類加工品、コーヒー豆、砂糖、ブラックチョコレート、紅茶

注意：上記①、②以外の有機畜産物等については、認定輸入業者の委託を受けて有機 J A S マークを貼付することができません。

2 有機 J A S マークの貼付

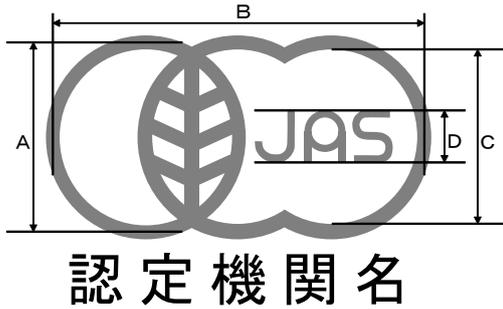
(1) 有機 J A S マーク貼付の担当責任者の選任

認定輸入業者から有機 J A S マーク貼付の受託にあたり、まず、J A S マーク貼付の担当責任者を選任する必要があります。担当責任者は、J A S マークを貼付する商品、有機 J A S マークの様式、認定輸入業者への報告の記載方法など、J A S マーク貼付についての受託内容を把握します。

(2) 有機 J A S マークの様式の確認

有機 J A S マークは下図のとおりであり、認定輸入業者を認定した認定機関名も記載することになっています。このため、認定輸入業者が指定する様式の有機 J A S マークを貼付する必要があります。

図：有機JASマークの様式



認定機関名

- (1) Aは、5mm以上とする
- (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの3/10とする。
- (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 色については特に定めはない。

(3) JASマークの貼付後の対応（認定輸入業者への報告等）

認定輸入業者に出荷する有機食品にJASマークを貼付した場合、その有機食品の名称、JASマークを貼付した数量及び貼付日（可能なものについては、その他ロット番号、重量等）を記載した書類を輸出荷口ごとに作成のうえ、認定輸入業者に報告してください。また、添付した書類の写しも保存してください。

添付した書類の記載内容については電子媒体での保存も可能です。

参考までに認定輸入業者の報告の様式例を添付します。なお、インボイスの中に有機食品の数量とJASマーク貼付枚数を記載するか、又はこれらの数量が同じであることを明記する場合には、別途報告様式を作成する必要はありません。

表：認定輸入業者への報告（例）

認定輸入業者 へて					
JASマーク貼付数量について					
インボイスNo. : ABCD-123					
商品名	ロット番号	有機食品		JASマーク	
		数量	重量	貼付枚数	貼付日
有機レーズン	abc-123	1,000cs	20,000kg	1,000	2013年4月1日
大豆	def-456	200bags	6,000kg	200	2013年4月2日
トマトジュース	ghi-789	100cs	240kg	1,200	2013年4月3日
備考	上記のほか輸入業者に伝えたいことを記載する（証明書の番号など）				
日付					
同等国のメーカー担当者 サイン					

3 その他

有機JASマークの他に日本以外の有機制度による認証マーク等を併せて表示することも可能です。

注意：複数の認定輸入業者からJASマーク貼付の委託を受けている場合、委託元の輸入業者によって、有機JASマークに記載されている認定機関名が異なる場合があります。

このため、委託元の輸入業者がそれぞれ指定する有機JASマークの様式を確認し、JASマークを貼付する必要があります。

(問 4 - 13) 外国の政府機関に準ずるものとして指定された機関は、その機関が所在する国の認証事業者のみに日本向け指定農林物資の証明書を発行できるのですか。

(答)

外国の政府機関に準ずるものとして指定された機関（以下この問において「準政府機関」という。）は、その機関が所在する国の認証事業者に対してのみ日本向け指定農林物資に係る証明書を発行することができるのが原則ですが、EU加盟国内に所在する準政府機関は、その機関が所在する国の認証事業者だけでなく、EU加盟国内の認証事業者に対して日本向け指定農林物資の証明書を発行することができます。証明書発行が可能な機関については、農林水産省のホームページ（下記URL）に掲載しています。

有機食品の検査認証制度（有機農産物等の輸出入に関する情報）

(http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)

V 日本農林規格

(問 5 - 1) 有機表示の規制はどのような内容ですか。

(答)

- 1 農産物又はこれを原材料とする加工食品については、認定を受けた事業者により有機 J A S マークが付されていない場合には、有機農産物又は有機農産物加工食品である旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示を付することはできないというものです。
- 2 また、有機農産物又は有機農産物加工食品である旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示が付してある輸入農産物又は輸入加工食品についても、有機 J A S マークが付されているものでなければ、輸入業者が販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列することはできません。

(問 5 - 2) J A S 法第 1 5 条の 2 第 2 項に規定する「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」は、どのように決められ、どのように公表されるのですか。

(答)

これらの同等の格付の制度を有する国は、各国からの要請に応じて農林水産省が国ごとに審査し、その結果、当該国の制度の同等性が認められれば、農林水産省令により随時公示します（公示されている外国名は農林水産省のホームページに掲載しております）。

なお、同等性とは、当該同等国の有機格付制度が有機 J A S 制度と全く同一であることを担保するのではなく、有機 J A S 制度及び国際基準と異なる部分に関しては、日本及び当該同等国間で取極を結び、有機 J A S 制度と同様の運用が行われるよう担保しております。

1 有機農産物の日本農林規格 (第2条関係)

(問6-1) 「農業の自然循環機能」とは、どのようなことですか。

(答)

「農業の自然循環機能」とは、食料・農業・農村基本法（平成11年7月16日法律第106号）の中で「農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。」とされています。

(問6-2) 有機農産物の日本農林規格に「きのこ類」が追加されたのはなぜですか。

(答)

きのこ類については、特色ある生産方法により生産された製品であることを示すための基準が存在しておらず、

- ① 生産者は付加価値が存在する旨の表示についての信頼確保が困難。
- ② 消費者は付加価値が存在する商品の選択が困難。

などの状況があり、生産者や消費者の両者から、我が国で一般的なシイタケ等の木材腐朽菌きのこ類を対象として欲しい旨の要望があり、平成18年の改正において、きのこ類を対象として追加することとしたものです。

(問6-3) 採取場で採取される農産物にはどのようなものがありますか。

(答)

休耕地、畦等で自生している農産物であり、山菜、きのこ、木イチゴなどが該当します。なお、栽培管理されている山や林地等については、採取場ではなくほ場に該当します。

(問6-4) なぜ、自生しているものまで含めるのですか。

(答)

自生しているものについても、農薬散布等の影響を受ける可能性がある一方、農薬散布等の影響を受けていないことが確認されているものは、有機農産物として差別化して流通、消費するニーズがあるためです。

(問6-5) 平成27年12月の規格改正により新たに有機農産物の日本農林規格に生産の方法についての基準が規定されたスプラウト類は、どのようなものが該当しますか。

(答)

- 1 平成27年12月の規格改正により生産の方法についての基準が規定されたスプラウト類は、生産にあたって種子に液肥等の栄養分を与えず水のみを使用したもの（ほ場を除く栽培場において栽培されたものに限る。）をいいます。
- 2 次の農産物については、有機農産物の日本農林規格のスプラウト類には該当しません。
 - (1) いわゆるベビーリーフのように、生産にあたって水だけでなく液肥等の栄養分を与えるもの
 - (2) にんにくの芽、はじかみなど種子から生産しないもの
 - (3) 発芽玄米、芽にんにくなど、芽出しを行うが、芽のみではなく玄米やにんにく自体を食用にすることを目的とするものなお、これらの農産物も、日本農林規格の基準に適合するものであれば、有機農産物として格付することができます。
- 3 ほ場において栽培されたスプラウト類についても、これまでどおり有機農産物として格付することができます（問9-4参照）。

(第3条関係)

(問7-1) 使用禁止資材として、土壌、植物又はきのご類に施されるその他の資材という規定がありますが、具体的にはどのようなものを指すのですか。

(答)

- 1 平成17年度の改正により、使用禁止資材として、肥料や農薬以外にも土壌又は植物に施されるその他の資材（ただし、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）という項目が加えられました。
- 2 有機栽培を行うにあたっては、改正が行われる以前から肥料や農薬以外の農業用資材についても、化学的に合成された物質が添加されており植物や土壌に施す又は接触することにより有機農産物や有機のほ場を汚染する恐れがある資材については、当然のこととしてその使用を認めていなかったところですが、認定事業者等の関係者に対してその旨周知徹底するため明文化されたところです。
- 3 化学的に合成されている物質が添加されている場合に使用できないその他の資材としては、土壌に鋤き込むことを前提として使用されるシーダーテープ、チェーンポット、マルチ資材や植物に直接施す花粉の増量剤、ほ場に散布する融雪剤等の資材が考えられます。
- 4 しかしながら、使用後に取り除かれるプラスチックマルチやビニールハウスに使用されるビニール、支柱やネット、誘引テープ等の資材は使用禁止資材には該当しません。

(問7-2) 水耕栽培、ロックウール栽培、ポット栽培で栽培した農産物は規格の適用の対象となりますか。

(答)

有機農産物の日本農林規格は、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させることを生産の原則として定められていることから、水耕栽培及びロックウール栽培の農産物は規格に適合しません。したがって、有機JASマークを付すことはできませんし、指定農林物資に該当するため有機の表示もできません。

ただし、ポット栽培には、認定を受けた自らのほ場において土作りが行われた土壌を活用し、その認定を受けたほ場で栽培するのであれば適用の対象となります。

(問7-3) れき耕栽培わさびは規格の適用の対象となりますか。

(答)

れき耕栽培わさびについては、石で根を固定し、できるだけ土を除いた環境で栽培されており、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるという有機農産物の生産の原則に適合しないことから、有機農産物の対象とはなりません。したがって、有機JASマークを付すことはできませんし、指定農林物資に該当するため有機の表示もできません。ただし、畑わさび等ほ場において採取されるものは対象となります。

(問7-4) 農産物を製造、加工したものは有機農産物の日本農林規格の対象とはならないと思われませんが、製造、加工したものはどの程度のものまでを指していますか。精米も加工に含まれますか。

(答)

製造、加工か否かの判断は、当該農産物に加えられた行為等の事情を考慮し、社会通念に照らして判断されることとなります(具体的には、「製造」とは、その原料として使用したものは本質的に異なる新たなものを作り出すこと。「加工」とは、あるものを原材料として、その本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること)。農産物の場合、加工の概念に即していくつかを例示すれば、例えば加熱、味付け、粉挽き、搾汁、塩蔵などは「加工」に当たると考えられるのに対し、単なる切断や輸送、貯蔵のための乾燥などは加工に当たらないと解されます。ただし、食品表示基準(平成27年3月20日内閣府令第10号)の別表第1で示される切り干し大根、干し柿、干し芋、ハーブティ(乾燥ハーブ)は加工に該当します。

また、精米工程は加工に当たらないことから、精米は食品表示基準にあるとおり有機農産物の日本農林規格の対象となります。

(問7-5) 農家が自分で生産した有機農産物を加工し、有機加工食品として販売する場合、有機農産物の認定生産行程管理者に加え、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。

(答)

有機加工食品の認定生産行程管理者にもなることが必要です。

(問7-6) 有機農産物の生産行程管理者が茶葉を緑茶の荒茶として格付する場合や有機農産物の生産行程管理者や小分け業者が米ぬかに有機表示をする場合、有機加工食品の生産行程管理者の認定も取得することが必要ですか。

(答)

- 1 通常、農家で生産された茶の葉は酵素による変色等を防ぐため、直ちに火入れをして荒茶に調製する必要があることから、当該工程は茶葉の調製工程と見なされます。したがって、有機農産物の認定生産行程管理者は荒茶に対して有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をし、荒茶を加工する事業者へ出荷することができます。ただし、農家が、調製した荒茶をそのまま消費者に販売するために有機表示を行う場合や茶の葉の生産を自ら行わず、農家から購入し、荒茶を製造し、有機表示を行う場合は、有機加工食品の認定生産行程管理者になり有機加工食品の日本農林規格に基づき有機表示することが必要なため、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。また、紅茶については、生産農家が摘み取った茶の葉を自ら発酵等させる場合であっても、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。
- 2 また、米ぬかは生鮮食品である精米を調製する工程で生産される物資であるため、米ぬかを生産した有機農産物の生産行程管理者又は小分け業者が有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をすることができます。なお、有機米ぬかを販売する場合、米ぬかは加工食品に該当するため、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）に基づく加工食品の表示を行う必要があることに注意が必要です。

(第4条 ほ場、採取場 関係)

(問8-1) ほ場等の条件について、有機的な管理を開始したとみなされる時点はどの時点ですか。

(答)

- 1 多年生作物については、禁止資材の使用を中止した時点をもって有機的な管理を開始したとみなすことができます。
- 2 これに対して、多年生作物以外の作物については、禁止資材の使用を中止した時点において栽培されている作物がない場合には、その時点をもって有機的な管理を開始したと見なすことができますが、禁止資材の使用を中止した時点において栽培されている作物がある場合には、その作物を有機的な管理下におかれた作物と見なすことはできないことから、その作物が収穫された（あるいは刈り取られた）時点をもって有機的な管理を開始したと見なすことができます。

(問8-2) 開拓されたほ場や耕作の目的に供されていなかったほ場において農産物の生産を開始したとみなされる時点はどの時点ですか。

(答)

耕作のための草刈り、耕うん、堆肥の投入、作物のは種又は植付け、緑肥のは種等の作業を実施し、その作業が有機的に管理される作物の作付けにつながる作業である場合には、農産物の生産を開始したと見なすことができます。草刈りや耕うんを行ったもののその後作付けを行わなかった場合には、草刈りや耕うんを行った時点を農産物の生産を開始したと見なすことはできません。

(問8-3) 同一のほ場で有機栽培と慣行栽培を交互に切り替えて繰り返すことは可能ですか。

(答)

慣行栽培から有機栽培への転換は、転換後も継続的に有機栽培を実施することが前提となっており、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」（以下「コーデックスガイドライン」という。）に示されているとおり、同一のほ場で有機栽培と慣行栽培を交互に切り替えて繰り返すことはできません。

ただし、自然災害、圃場整備その他やむを得ない事情があり、繰り返しが一時的なものであると登録認定機関が判断した場合はこの限りではありません。

(問 8 - 4) 区画整理を伴う土地改良事業実施地区における有機認定ほ場の取扱いはどうなりますか。

(答)

区画整理（畦畔除去等簡易なものを除く）を伴う土地改良事業実施前に有機認定を受けたほ場であっても、当該認定は継続せず、改めて認定を取得する必要があります。また、区画整理を伴う土地改良事業実施前に認定ほ場の土を保管し、ほ場の整備後に客土として投入した場合であっても、改めて認定を取得する必要があります。

(問 8 - 5) 「ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置が講じられていること。」とありますが、具体的にどのように判断するのですか。

(答)

有機農産物の栽培にあたっては、使用禁止資材の飛来、流入を防止することを目的として、ほ場を区分するための措置を講じることが必要です。これらの具体的な判断は、ほ場の置かれている状況により異なることから、登録認定機関が判断することになります。例えば、慣行栽培するほ場との距離、道路等によるほ場の区分、防風ネットの設置、境界域での作物栽培等による緩衝地帯の整備、降雨時の慣行ほ場からの雨水の流入を防止する畔の整備等が要件として考えられます。

(問 8 - 6) 航空防除対象地域の場合はどうに対応すればよいのですか。

(答)

航空防除を行う地区の実施主体に申し入れをし、防除の対象から外してもらい、かつ、農薬の飛来防止策を講じていることが必要です。

(問 8 - 7) 航空防除対象地域からの農薬の飛来防止策についてどのように確認しますか。

(答)

当該ほ場が航空防除の対象外となっても、防除は周辺で行われることから、地形や風向き等の条件下での適切な飛来防止策が講じられているかどうか、どのように航空防除がなされるか等を勘案し、登録認定機関が判断します。

(問 8 - 8) 使用禁止資材の流入を防ぐため、特に用水への使用禁止資材の混入を防止するための必要な措置とは、具体的にどのようなことですか。

(答)

①河川・用水路（ただし、排水兼用水路は除く。）から取水した用水②井戸水③沼池から取水した用水等を利用する場合は、使用禁止資材混入防止のための措置を講じる必要はありません。慣行栽培ほ場を通過した水を用水として利用する場合は、有機栽培ほ場に用水が流入する前に浄化水田に一時的に貯留するなどにより、有機栽培ほ場に使用禁止資材が流入しない措置を講じることが必要となります。

(問 8 - 9) 多年生の植物から収穫される農産物とは、どのような作物ですか。

(答)

多年生の植物とは、開花、結実しても枯死せずに株の全体又は一部が生き残り、長年にわたって生育、開花を繰り返す作物のことで、果樹、茶木、アスパラガス等があります。

(問 8 - 10) なぜ、「開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場」が転換期間の短縮の条件となり得るのですか。

(答)

2年以上休耕になっているなどの場合で、その間使用禁止資材が使用されていないことが確認されている場合には、その後12か月以上有機農産物の生産の基準に従った肥培管理等を行った場合、通算して3年以上使用禁止資材が施用されていないこととなるためです。なお、多年生の植物から収穫される農産物についても、多年生以外の植物から収穫される農産物と同様に、転換期間は種又は植付け前1年以上に短縮されます。

(問 8 - 11) 有機農産物を栽培しているほ場が他のほ場の農薬散布の影響を受けた場合はその農産物はどうなりますか。

(答)

農薬散布による飛散又は流入の影響は、当該ほ場の地理的条件、地域の気象条件等によって異なりますが、有機農産物の日本農林規格別表2に掲げられている以外の農薬の飛散又は流入を受けたことが確認されれば、当該ほ場における農産物は有機農産物ではなくなります。

(第4条 ほ場に使用する種子又は苗等 関係)

(問9-1) 穂木、台木とは、どのようなものですか。

(答)

穂木とは、接木(つぎき)の台(台木)につぐ芽のことをいいます。

台木とは、接木(つぎき)で、根のある方の植物のことをいいます。

(問9-2) 「植物体の全部又は一部」の一部とは、どのようなものですか。

(答)

さといもやさつまいもの茎、種イモなどをいいます。

(問9-3) 有機ほ場に使用する種子又は苗等の基準における種子繁殖する品種と栄養繁殖する品種は、どのようなものが該当するのですか。また、最も若齢な苗等とは、どのような苗を指すのですか。

(答)

- 1 ここでいう種子繁殖する品種とは、種子から栽培することが可能な品種を指しますが、種子から栽培したのでは農産物としての重要な特徴が失われるため、通常は挿し木等の方法により繁殖させるものは除きます。例えば、米、麦などの穀類、ほうれんそう、トマト等の大部分の葉菜類・果菜類(いちごを除く)などが該当します。
- 2 また、ここでいう栄養繁殖する品種とは、種子から栽培することが不可能な品種、及び種子から栽培したのでは農産物としての重要な特徴が失われるため、通常は挿し木等の方法により繁殖させるものを指します。例えば、果樹類、芋類、茶木などが該当します。
- 3 栄養繁殖する品種では、有機や使用禁止資材が使用されていない苗等の入手が困難な場合にあっては、販売されている苗等のうち最も若齢な苗等のみ使用することができます。ここでいう最も若齢な苗等とは、例えば、こんにゃくでいう生子、果樹でいう穂木や入手可能な最も若い苗木が該当します(ただし、果樹の苗木を使用する場合は、植え付けた作期においては収穫せずに有機ほ場において養生し、翌期以降に収穫するもの限り、有機JAS格付をすることが可能です)。有機農産物の栽培にあたっては、有機の種苗を使用することが必要ですが、これらが入手できない場合にあっても、このような最も若い苗等を使用し、有機の条件下で管理されている期間を可能な限り長くする必要があります。

(問9-4) 食用新芽とは、どのようなものを指すのですか。

(答)

- 1 有機栽培により食用新芽の生産を行う場合には、「ほ場に使用する種子又は苗等」の基準における、有機の種子及び苗等の入手が困難な場合の規定が適用されないことから、有機の種子及び苗等を用いて食用新芽の生産を行わなければ有機の格付はできないこととなります。
- 2 ここでいう食用新芽とは、有機ほ場の生産力を発揮させることなく、は種する種子又は植え付ける苗等が有する生産力のみで生産される農産物を指します。

具体的には、種子に蓄えられた生産力により生産される貝割れ大根、豆苗、もやし等のスプラウト類（土壌を使用して栽培するものに限る。）や、苗木や穂木に蓄えられた生産力により生産されるタラの芽、茶といった新芽類が該当します（ただし、植え付けた作期における食用新芽の生産を目的としている場合に限り、植え付けた作期においては収穫せずに有機ほ場において養生し、翌期以降に新芽類を収穫する場合には、規格第4条の「ほ場に使用する種子又は苗等」の基準を満たす種子又は苗等を用いて生産を行い、有機の格付をすることが可能です。）

(問9-5) ほ場に使用する種子又は苗等はどのようなものが使用できますか。

(答)

- 1 有機農産物の生産に当たっては、有機農産物のJAS規格第4条の基準に基づいて生産された種子又は苗等を使用することが原則です。認定ほ場以外で生産された種子又は苗等であっても同基準を満たしていることが確認できれば使用することができます。
- 2 1の種苗の入手が困難な場合や品種の維持更新に必要な場合には、使用禁止資材が使用されていない種苗を使用することができます。使用禁止資材が使用されていない種苗とは、種子の場合、採種した後に使用禁止資材で種子消毒やコーティング処理を行っていないもの、苗の場合、育苗の段階で使用禁止資材を使用していないもののことです。
- 3 1の種苗の入手が困難であり、さらに2の種苗の入手も困難な場合等には、種子繁殖する品種は一般の種子を、栄養繁殖する品種は入手可能な最も若齢の一般の苗等が使用可能です。これは、やむを得ず一般の種子及び苗等を使用する場合であっても、可能な限り有機管理されていない期間を短くするためです。

また、「は種又は植付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬が使用されていないもの」を使用するよう規定しています。具体的には、化学肥料等を被膜で覆うことにより、肥料成分の溶出量や溶出期間等を調節した資材が使用された種苗のことを指します。このような資材が使用されている種苗を植え付けると、ほ場において長期間化学肥料の効果が継続することになり、有機農産物の生産の原則に合わないことから、平成24年の規格改正において、このような種苗の使用を制限することとしたところです。なお、通常の種子消毒は、は種又は植付け後にはほ場で持続的効果を示す農薬には該当しません。

- 4 3の苗等の入手が困難な場合であって、かつ、災害、病虫害等で植え付ける苗等がない場合や種子の供給がない場合には、種子繁殖の品種で一般の苗を使用したり、栄養繁殖の品種で最も若齢な苗等以外の苗等を使用することができます。自家育苗で、病虫害により苗が出来なかつたり、育苗に失敗してしまった際に、再度育苗をやり直していたのでは栽培適期を逃してしまうという場合も一般の苗を使用することができます。この場合も、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬が使用された苗等を使用することはできません。
- 5 なお、ナス科及びウリ科の果菜類については育苗が困難な場合があることから、その場合には、当分の間、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬が使用されていない一般の苗を使用できることを附則において経過措置として認めています。また、こんにゃくいもについては、生子からの有機栽培が困難な場合があることを踏まえ、同様に当分の間、生子以外からの栽培を認めています。

(問9-6)「入手が困難な場合」とは、どのような場合ですか。

(答)

- 1 「入手が困難な場合」とは、例えば、有機農産物の種子又は苗等の販売数量が著しく僅少である場合や価格が著しく高い場合などが該当します。
- 2 なお、これはあくまで例外的な措置として認められているものであり、有機農産物のJAS規格第4条に基づいて生産された種子又は苗等を使用することが基本です。

(問9-7)「品種の維持更新に必要な場合」とは、どのような場合ですか。

(答)

- 1 「品種の維持更新に必要な場合」とは、自家採種を繰り返していると収量が低下したり、品種が持っている固有の特性にバラツキが目立つようになることがあり、これを防止するために定期的に品種の明確な種子等を購入して栽培する場合などが該当します。
- 2 なお、これはあくまで例外的な措置として認められているものであり、有機農産物のJAS規格第4条に基づいて生産された種子又は苗等を使用することが基本です。

(問9-8) 有機苗として販売されている苗について、ほ場に使用する種子又は苗等の項第1項への適合をどのように確認すればよいですか。

(答)

販売されている苗について、育苗に使用した用土や育苗過程で使用した資材の情報を書類により確認し、第1項に掲げる基準を満たしていることが確認できれば、使用できます。

(問9-9) 種子が帯状に封入された農業用資材について、コットンリントー由来に限定したのはなぜですか。また、帯状ではなくシート状の資材の利用は可能ですか。

(答)

種子が帯状に封入された農業用資材については、その素材としてポリビニルアルコール、コットンリントー及びパルプの3種類がありましたが、その中で、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないコットンリントー由来の再生繊維を原料とするもののみを使用可能資材としました。

なお、形状は種子を封入するために必要な幅の帯状の資材に限定しており、マルチ資材を兼ねるようなシート状の資材は該当しません。

(第4条 ほ場における肥培管理 関係)

(問10-1) 「生物の機能を活用した方法」とは、どのような方法ですか。

(答)

土壌中に存在する生物（ミミズ、昆虫、微生物）の活性は土の肥沃さの要因にもなっており、これら生物による有機物の分解や生物の物質循環による土壌の性質改善のことをいいます。

(問10-2) 「生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合」とは、どのような場合ですか。

(答)

作物の栄養成分の不足により当該作物の正常な生育が維持できない場合をいいます。

(問10-3) 肥培管理のために、外部から微生物を導入する場合や、別表1の肥料及び土壌改良資材の調製のための微生物の培養に、

- ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加された培地
- ・ 遺伝子組換え技術を用いた培地

が使用されていても良いのですか。

(答)

微生物の培地については、そのほとんどが最終製品の資材に残る場合は、遺伝子組換えでないこと及び化学合成された物質を使用しないことが必要ですが、種菌の培養のようにその培地が最終製品の資材にほとんど残らないものについては、このような培地でないことの確認の必要はないものとします。

(問10-4) 緑肥用の種子として、別表2以外の農薬で種子消毒された種子しか入手できない場合、この種子を有機ほ場に使用することはできますか。

(答)

- 1 有機ほ場の肥培管理のために緑肥を使用する場合、緑肥用の種子は、有機農産物のJAS規格第4条の「ほ場に使用する種子又は苗等」の項の1の基準を満たしたものを使用することが原則となります。
- 2 しかし、このような種子の入手が困難な場合には、緑肥用の種子についても、同項の2の規定を準用し、それ以外の種子を使用することができます。
- 3 なお、カバークロープ、リビングマルチ、コンパニオンプランツ等用の種子についても、扱いは同様です。

(第4条 種菌、栽培場、栽培場における栽培管理 関係)

(問11-1) きのか類においては、どのような栽培方法が対象となるのですか。

(答)

本規格においては、従来からの有機農産物と同様に、きのか類についても「土」のある場所(ほ場)での栽培が前提です。

きのか類の栽培方法は大きく分類して、原木栽培、堆肥栽培、菌床栽培の3種類がありますが、いずれも「土の上」や「土中」での栽培が対象となります。自然林等にあるほだ場だけでなく、ビニールハウス等での施設栽培も対象となりますが、施設内においても「土の上」や「土中」での栽培が対象となり、床面を人工物で覆わないことが求められます。ただし、栽培作業を効率的かつ安全に行う必要がある場合、運搬等のための通路を覆うコンクリート、砂利、パンチングメタル(金属を主体とした素材に孔をあけて加工したもの)等の敷設は認められます。

また、空調設備をもった半閉鎖系施設での栽培は、自然循環機能の維持増進を図り、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法にはあたらないことから、本規格の対象となりません。散水、遮光等で十分な温湿度を管理をすることができない場合、施設内を換気扇等により換気したり、加温することは可能ですが、加温には林内管理等の際に生じた間伐材や廃ほだ、廃菌床等を活用することが求められます。

堆肥栽培で、稲わらなどを原料とした堆肥を植菌前に蒸気等で殺菌することは可能です。

菌床栽培においても、菌床への植菌前に蒸気滅菌することは可能です。その後の培養については、土中埋設あるいはほ場の上に菌床を置いて栽培するものが対象です。

(問11-2) 種菌はどのようなものが使用できますか。

(答)

種菌は、「きのこの菌床製造管理基準」(4林野産第38号林野庁通達)で定義された、きのこ栽培用の種(タネ)として使用することを目的とした菌体又は培養物で、その種の菌糸が純粋に、かつ適度な条件下で培養されたものです。植菌した菌床を種菌と呼ぶことがありますが、有機農産物のJAS規格でいう種菌には菌床を含めません。ほだ木、菌床等に植え付ける種菌を培養する資材は、「種菌」の項の基準のとおり、有機農産物の生産の方法に従って生産された資材を使用することを基本としています。

(問11-3) 別表3の種菌培養資材に砂糖がありますが、精製工程で有機加工食品のJAS規格別表1以外の食品添加物が使用されている砂糖も培養に使用できますか。

(答)

別表3の種菌培養資材は、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌や天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌の入手が困難な場合に限り使用が認められているものであることから、有機加工食品のJAS規格別表1以外の食品添加物が使用されていてもやむを得ないとしています。

(問11-4) 堆肥栽培きのこの覆土にはどのような土壌が使用可能ですか。

(答)

栽培場以外の場所から土壌を持ち込む場合は、過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌とする必要があります。

(問11-5) 堆肥栽培きのこの栽培に使用できる資材にはどのようなものがありますか。

(答)

樹木に由来する資材及び有機の生産の方法に従って生産された資材のみでは十分な培養又は発生を図ることができない場合に限り、別表1の肥料及び土壌改良資材を使用することができます。別表1のうち堆肥栽培きのこの栽培に使用すると想定されるものは、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム及び微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)です。

(問11-6) 第4条の表栽培場における栽培管理の項の第2項の樹木に由来する資材以外の資材の(1) 農産物、(2) 加工食品、(3) 飼料は有機JASマーク(格付)が貼付なされたものでないと使用してはいけないのですか。

(答)

有機農産物のJAS規格等の生産基準に従って生産され、格付された有機農産物等の副産物(有機米の稲わらや米ぬかなど)を資材として利用することができます。

よって、必ずしも格付の表示がされている必要はありませんが、有機農産物等由来であることを確認して使用する必要があります。

(問11-7) 第4条の表栽培場における栽培管理の項の「堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合」とはどのようなことをいうのですか。

(答)

堆肥栽培きのこの生産の場合には、有機農産物等の生産実績がない、あるいは非常に少なく、堆肥栽培に必要とする量が手当てできない場合です。

(問11-8) きのこの原木栽培において、植菌後の菌栓としてスチロール栓は使用可能ですか。

(答)

化学的処理された封ろうやスチロール栓は使用できません。植物由来のワックスの封ろうは使用することができます。なお、以前にスチロール栓を使用していた栽培場で有機きのこの栽培を行う場合には、以前に使用したスチロール栓が栽培場に残存しないような状態にする必要があります。

(問11-9) まいたけの原木栽培では、栽培初期の雑菌による汚染を避けるため、植菌した原木を培養室で一定期間培養後、原木ごと土の中に埋込み、まいたけを発生させますが、このように栽培したまいたけについても、有機JAS格付が可能ですか。

(答)

有機きのこ類の栽培は「土の上」や「土の中」での栽培を原則としていますが、まいたけの原木栽培においては、培養室での培養期間（通常5ヶ月程度）に比べて土の中に埋込み後、収穫までの期間（通常1年以上）が十分長いことから、有機農産物の生産の原則である「土壌の性質に由来する農地の生産力」を利用した栽培方法であると考えられます。

このため、原木に植菌したものを床面に土壌が露出していない培養室で培養した栽培方法であっても、土の中に埋込んだ期間が長いものであれば、有機JAS格付が可能となります。

(問11-10) 土を使用しないスプラウト類の栽培にはどのような水を使用すればよいのでしょうか。

(答)

1 スプラウト類の栽培において、電解水等の化学的な処理が行われた水や、化学的に合成された物質が添加された水は、使用することができません。

ただし、次亜塩素酸ナトリウムについては、スプラウト類の栽培に使用する水を飲用できるようにする場合に限り使用することが可能です。

2 スプラウト類栽培における施設等の衛生管理については、「スプラウト生産における衛生管理指針」（平成27年9月農林水産省消費・安全局）の該当部分を参考にしてください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/pdf/sprout_shishin.pdf

(問11-11) 土を使用しないスプラウト類の栽培に使用する施設、用具等の洗浄、殺菌はできますか。

(答)

栽培に使用する施設、用具等は、洗浄剤、オゾン水や電解水等を使用して洗浄、殺菌することが可能です。ただし、使用後はよく水で洗浄する等により、種子やスプラウト類が洗浄剤等により汚染されないように管理することが必要です。

スプラウト類栽培における施設等の衛生管理については、「スプラウト生産における衛生管理指針」（平成27年9月農林水産省消費・安全局）の該当部分を参考にしてください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/pdf/sprout_shishin.pdf

(問11-12) 土を使用しないスプラウト類の栽培施設の照明は、どのようなものを使用することができますか。

(答)

スプラウト類の栽培施設においては人工照明の使用が禁止されており、スプラウト類の生長や緑化を目的とした照明を使用することはできません。ただし、作業性を確保するために必要な照明を使用することはできます。

(第4条 ほ場又は栽培場における有害動植物の防除 関係)

(問12-1) 耕種的、物理的、生物的防除方法とは、どのような方法ですか。

(答)

- (1) 耕種的防除とは、作物を栽培するときに普通に実行される耕種手段の内容を変更することによって、有害動植物の防除を行う方法で、具体的には次のような方法です。
 - ①抵抗性品種の栽培②抵抗性台木の利用③健全種苗の利用④混植、輪作、田畑転換⑤灌漑⑥耕起・中耕⑦被覆植物の利用⑧作期移動による回避等
- (2) 物理的防除とは、重力、光、熱、音のような物理的性質を利用して有害動植物を防除する方法で、具体的には次のような方法です。
 - ①種子の比重選②光線の遮断③誘蛾灯・防蛾灯の利用④プラスチックテープの利用⑤種子の温湯消毒⑥土壌の太陽熱又は蒸気利用による消毒⑦爆音等音の利用⑧電流の利用⑨ネットの利用等
- (3) 生物的防除とは、生物間の相互作用を利用して有害動植物を防除する方法で、具体的には次のような方法です（なお、農薬取締法等関係法令により定められた規定を遵守する必要があります。）。
 - ①拮抗微生物の利用②補食性及び寄生性天敵の利用③小動物の利用等

(問12-2) 「作目及び品種の選定」とは、どのようなことをいうのですか。

(答)

「作目及び品種の選定」とは、その地域の土壌や気象に合った作目や品種を選定したり、有害動植物に対し抵抗性のある作目や品種を選定することや、連作による地力の低下や有害動植物の発生を抑制するため輪作、混植及び田畑転換を行いこれらを行うに当たっても適切な作目、品種の選定を行うことをいいます。

(問12-3) 「作付け時期の調整」とは、どのようなことをいうのですか。

(答)

「作付け時期の調整」とは、作期を移動することにより有害動植物の活動最盛期を避け、それらの被害を抑制することをいいます。

(問12-4) 水田に米ぬか、くず大豆、おから等を施用して雑草抑制を行うことは認められますか。

(答)

米ぬか、くず大豆、おから等を水田に施用することにより、土壌表面を遮光するとともに、微生物により土壌が酸欠状態になり、結果として雑草の発芽や伸長を抑制することは物理的防除及び生物的防除を組み合わせた方法として認められます。ただし、おから等の製造工程中に化学的に合成された食品添加物が使用されている場合は、使用禁止資材に該当することから直接ほ場に施用することはできません。

(問12-5) 捕食動物・寄生微生物の導入のために、別表2の農薬を利用して弱らせた有害動植物をほ場に施用することは認められますか。

(答)

このような使用方法は農薬の適用外使用に該当するため、できません。

(問12-6) 「農産物に重大な損害が生じる危険が急迫している場合」とは、どのような場合ですか。

(答)

近接したほ場等又は当該ほ場内で有害動植物が発生しており、又はこれまでの経験から発生が相当の確度で予測され、これを放置しておくと当該農産物に多大な被害が予測される場合をいいます。

(問12-7) マルチ資材はどのようなものが使用可能ですか。

(答)

紙マルチは、原材料の古紙を最終製品の農業資材にまで加工する工程で化学的物質（活性炭を分散させるために使用するコーンスターチを除く。）が添加されていないものだけに限り使用可能です。

プラスチックマルチ（付着防止のためにコーンスターチを塗布したものを含む。）は、使用後はほ場から取り除くのであれば使用可能です。

生分解性プラスチックマルチは、製造工程において化学的物質が添加されており、使用後はほ場から取り除くことができないことから、使用できません。

(第4条 一般管理、育苗管理 関係)

(問13-1) 平成17年の改正において、生産の方法についての基準の中で、新たな事項として一般管理及び育苗管理の項が設けられたのはなぜですか。

(答)

- 1 改正前においても、有機栽培を行うに当たっては、肥料や農薬以外の収穫以前の栽培の管理についても、化学的に合成された物質が添加されており植物や土壌に施す又は接触することにより有機農産物や有機のほ場を汚染する恐れがある資材については、当然のことながらその使用を認めることはできなかつたところですが、生産行程管理者等の関係者に対してその旨周知徹底するため、そのことを一般管理として明文化したところです。
- 2 また、育苗箱、育苗ポット等、有機ほ場以外において有機の育苗を行う場合における基準についても、改正前の規格においては不明確であったことから、育苗管理の項において明確化したところです。

(問13-2) 有機農産物のJAS規格第4条の基準に基づいて生産された種子（購入又は自家採種したもの）に対して、別表2に掲げた農薬を使用して種子消毒をすることができますか。

(答)

できます。

(問13-3) 種子の比重選に塩水を使用することはできますか。

(答)

種子の比重選を行うことは、一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たす食塩（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。イオン交換膜を使用して精製されたものを含む。）を使用した塩水であれば、比重選に使用することができます。

(問13-4) ほ場に海水を施用することは可能ですか。

(答)

ほ場に海水を施用することは、一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たす海水（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）であれば使用することができます。

(問13-5) ほ場には、育苗箱や育苗床などの育苗する場所も含まれるのですか。

(答)

ほ場には、育苗箱や育苗ポット、育苗床などの育苗施設は含まれませんが、これらの施設で育苗を行う場合にあつては、有機農産物の日本農林規格の基準（育苗管理）に適合した生産行程の管理を行う必要があります。

(問13-6) 有機ほ場への転換を開始したほ場の土壌を使用して育苗を行い、土壌を採取したほ場に植え付ける場合は、育苗管理の項第1項に適合する土壌とみなしてよいですか。

(答)

転換を開始したほ場の土壌を使用して育苗を行い、土壌を採取したほ場に苗を植え付けた場合は、当該ほ場に種子を直まきした場合と同様であるため、育苗管理の項第1項に適合する土壌と見なすことができます。

(問13-7) 有機ほ場以外において有機の育苗を行う場合、育苗場所についても使用開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないことが条件とされるのですか。

(答)

ほ場において育苗を行う場合（直まきで育苗を行う場合や直根性植物の育苗ポットを地面に置いて育苗する場合など、その場所の土壌を介して育苗を行う場合）は、当該ほ場が過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は混入しない状態であったことが必要です。ほ場以外の場所で育苗を行う場合（棚の上などその場所の土壌を介さず育苗を行う場合）は、当該場所の使用開始前に使用禁止資材が使用されていない期間については特段定めていませんが、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しないような場所で、有機JAS規格第4条の「育苗管理」の項の基準に従って育苗を行うことは必要となります。

(第4条 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理 関係)

(問14-1) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準は、消費者の手に渡るまでの管理の基準ですか。

(答)

この基準は、認定事業者が収穫時から有機農産物を出荷するまでの基準です。

なお、出荷後から消費者の手に渡るまでの間においても慣行農産物との混合や使用禁止資材による汚染を避ける必要があります。この点はJAS法第19条の12及びJAS法施行規則第72条で規定されており、慣行栽培農産物との混合等が行われた場合には、認定事業者でない流通業者であっても格付の表示（有機JASマーク）を除去・抹消しなければならないこととなっています。

(問14-2) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理での工程で使用する機械・器具等の洗浄に何が使用できますか。

(答)

機械・器具等の洗浄剤については特に定めていませんが、洗浄剤等の使用後はよく水で洗浄するなど、有機農産物を汚染しないよう配慮する必要があります。

(問14-3) 有機加工食品のJAS規格では、有機加工食品の製造・保管期間以外には別表2以外の薬剤を使用して有害動植物の防除を行うことが可能と規定されましたが、有機農産物の調製等を行う施設においても同様に別表4以外の薬剤を使用することはできますか。

(答)

調製に使用する施設の使用期間が限定されているような場合、有機農産物の調製・保管等に使用していない期間に限り、別表4以外の薬剤を使用することは可能ですが、当該施設を有機農産物の調製等に使用する前に、使用した薬剤が除去されている必要があります。

(問14-4) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程で有害動植物の防除のために別表2の農薬及び別表4の薬剤を使用する場合は、農産物への混入を防止することとされていますが、二酸化炭素くん蒸剤やケイソウ土粉剤を使用すると農産物に混入するのではないですか。

(答)

二酸化炭素くん蒸剤は害虫を窒息させるために使用するものであることから、一時的な接触であり、混入とはみなしません。また、ケイソウ土粉剤を穀物等に直接混和して使用する方法は混入に該当するため認められませんが、施設に塗布する等の使用方法は混入とはみなされないので差し支えありません。

(問14-5) 品質の保持改善とは、どのようなことですか。

(答)

品質の保持とは、一定の品質を保ち品質の低下を抑えることで、例えば、窒素や二酸化炭素等を用いた鮮度保持技術などがあります。また、品質の改善とは、例えばエタノール(酒類を含む。)を使用して柿の渋抜きを行うことなどです。

(問14-6) 放射線照射が禁止されていますが、工程管理のために放射線を利用することはできますか。

(答)

有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射はできませんが、工程管理である形状の確認や異物検査のための放射線照射は行えます。

なお、この場合であっても飲食料品に吸収される線量は0.10グレイ以下でなければいけません。

また、輸入食品の通関時に実施されるX線検査については問題ありません。

(問14-7) ほ場及び作業場において、作業者の虫さされ等を防止するため、虫除けスプレーを使用してもよいですか。

(答)

虫除けスプレーのように人の保健のために使用する防除用医薬部外品にあつては、ほ場や作業場に入る前に使用するなど農産物への混入をできる限り防止した上で、使用することができます。

(問14-8) 輸入貨物の木材こん包材に対する植物検疫措置が実施されると聞きましたが、有機農産物の取り扱いはどうなりますか。

(答)

この検疫措置は輸出国における消毒処理を前提とされており、国際基準に従った消毒処理がなされ処理済表示が付された木材こん包材については、植物検疫の対象とされないこととなります。このため、有機農産物等の輸出にあたっては、処理済み表示が付された木材こん包材（パレット、木箱、木枠等）を用い、有機農産物等との直接の接触を避けるなどの適切な措置をとり、有機性を確実に担保して有機農産物等を流通させることは可能です。

また、処理済表示が付されていない木材こん包材については、輸入検査があり、薬剤による汚染が予想されますので避けることが適切です。

なお、有機農産物等と木材こん包材とが直接接触し、薬剤等の混入があれば、当然、JAS法第19条の12の規定に基づき、格付の表示を除去し、又は抹消しなければなりません。

(問14-9) 有機農産物には化学物質が全く残留していないのですか。

(答)

有機農産物の生産は、外部からの資材の使用を最小限に抑え、化学的に合成された肥料や農薬の使用を避けることを基本としています。一般的な環境汚染により、有機農産物に全く残留がないことを保証することはできませんが、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用し、やむを得ない場合に使用する資材についてもコーデックスガイドラインの基準に則り判断するなど大気、土壌及び水の汚染を最小限に抑える方法で生産することを規定しています。

(別表 1 関係)

(問15-1) 別表 1 に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。

(答)

別表 1 の肥料及び土壌改良資材については、コーデックスガイドラインで使用可能なものとして明示されているものを基本として整理しています。

(問15-2) 使用可能な資材であるかどうか、どのように判断すればよいのですか。

(答)

資材の製法は、原料供給や技術普及の状況により変化するものであるため、資材ごとに判断することになります。

具体的には

- ① 別表 1 に掲げられている資材であるかどうか
 - ② その資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないかどうか
 - ③ その資材の使用基準を満たしているかどうか
- を個別具体的に判断していくこととなります。

(問15-3) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。

(答)

- 1 有機農産物の生産において、やむを得ない場合についてのみ使用することができる資材については、有機農産物の J A S 規格の別表において列記されており、その資材の原材料の由来については同表の基準欄において示されているところです。
- 2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、J A S 法施行令第 10 条において、使用することがやむを得ないものとして、農林水産大臣が定めたもの（平成 12 年 7 月 14 日農林水産省告示第 1005 号）以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。
例えば、この告示に規定されていないマシン油乳剤等については、有効成分が化学合成されたものは使用できません。
- 3 なお、有機 J A S 規格の別表に掲げられた資材を、使用に当たって必要な製剤化する等の調製を行う場合においても、肥料及び土壌改良資材については、同規格第 4 条において「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。」とされているところです。

(参考) 農林物資の規格化等に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化

学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件（平成十二年農林水産省告示第千五号）

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。

一 農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤

二 肥料及び土壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量要素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

（問15－4）遺伝子組換え作物に由来する堆肥の使用は認められますか。

（答）

平成18年度の改正において「肥料等の原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。」と規定され、堆肥についても組換えDNA技術の使用が明確に排除されることとなりました。

しかしながら、現状では植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品及び繊維産業からの農畜水産物由来の資材、発酵した食品廃棄物由来の資材のそれぞれについて、遺伝子組換え作物に由来していないことを確認することが現実的には難しい状況にあります。このため、これらの資材の活用が困難となることを考慮し、附則において、当分の間使用することができるとされています。

（問15－5）平成17年の改正において、別表1の肥料及び土壌改良資材に使用できる食品製造業等に由来する有機質副産物の使用基準が改正されました。従来から使用可能であった食品製造業からの有機質副産物は使用できないのですか。

（答）

平成17年の改正において、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」は、有機溶剤による油の抽出を除き、防腐等のための化学的な処理をしないことが使用条件になりました。

このため、改正前の基準では使用可能であった食品として許可される範囲内での化学的な処理や食品添加物等を添加された食品製造業からの有機質副産物等については使用できません。

ただし、食品製造業から出る食品の廃棄物については、他の物質を混入させることなく発酵させたものは、「発酵した食品廃棄物由来の資材」に該当するため使用可能です。

(問15-6) 平成17年の改正において、有機農産物のJAS規格の別表1から、魚かす粉末から蒸製骨粉までの資材が削除されていますが、これらの資材は有機農産物の栽培に使用できないのですか。

(答)

有機農産物のJAS規格の別表1の内容を精査・整理したことに伴い、改正後のこれらの資材については、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」に含まれることとなります。

このため、同規格第4条の「ほ場における肥培管理」の項に記載されている基準を満たし、かつ別表1の当該資材の基準に記されている、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。」の条件を満たしていれば、有機農産物の栽培に使用することができます。

(問15-7) 草木灰の基準に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」とありますが、草木の生産段階で使用された資材について確認する必要がありますか。

(答)

草木の生産段階で使用された資材について確認する必要はなく、植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであれば使用が認められます。なお、バーク堆肥や木炭についても同様です。

(問15-8) 塩化加里や塩化ナトリウムの精製工程においてイオン交換膜を使用する場合等に塩酸等の加工助剤を使用することはできますか。

(答)

塩化加里及び塩化ナトリウムについては、化学的方法によらず生産されたものであることを規定しているところですが、イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等使用が不可欠な加工助剤については使用を認めています。

(問15-9) 「貝化石肥料」は別表1の使用できる資材から削除されましたが使用できないのですか。

(答)

平成18年の改正において、別表1の肥料については、肥料の規定方法を肥料取締法の名称にかかわらず、できるだけ具体的にポジティブリスト化する規定ぶりに改めることとしました。このことから、「炭酸カルシウム肥料」を「炭酸カルシウム」と改めるとともに、「貝化石肥料」についても主成分が炭酸カルシウムと同一であることから、「炭酸カルシウム」として取扱うこととしたところです。従って、「貝化石肥料」は使用可能です。また、「サンゴ化石」についても使用可能です。

(問15-10) 「微量元素」とはどのような資材ですか。微量元素であれば合成されたものも使用できますか。

(答)

微量元素には、マンガン、ホウ素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン、塩素が含まれます。また、微量元素の基準は、微量元素以外の化学的に合成された物質を添加していないものであり、微量元素自体は化学合成されたものでも使用することができることから、「硫酸マンガン」や「硫酸亜鉛」等の化合物も使用することができます。

(問15-11) 「岩石を粉砕したもの」の使用基準として、「含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものではない」とは、どういう場合に該当しますか。

(答)

ほ場の土壌等が、岩石に含まれる有害重金属その他の有害物質に汚染されて環境上の影響が出ないように、環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準や農用地の土壌の汚染防止等に関する法律等の環境関係法令の基準値を参考とし、例えば「カドミウム」、「鉛」、「六価クロム」、「砒素」、「総水銀」、「アルキル水銀」、「銅」等の有害重金属や「放射性物質」、「アスベスト」等のその他の有害物質によって土壌及び大気等が汚染されない状態を想定しています。

(問15-12) 「製糖産業の副産物」が別表1に掲載されていますが、どのようなものを指すのですか。また、製糖産業では一般的に化学処理工程があり、このような製造工程から得られる副産物は使用できないのではないですか。

(答)

製糖産業の副産物とは、糖蜜、糖、廃糖蜜、バガス、石灰乳等のことを指します。製糖産業からの副産物については、コーデックスガイドラインに準拠しており、製糖工程における化学的処理の有無は問いません。ただし、製糖産業からの副産物に化学物質を添加したものは使用できません。

なお、製糖産業以外から産出される廃糖蜜は、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」として、その基準を満たせば使用可能です。

(問15-13) その他の肥料及び土壌改良資材は、どのような資材が使用できるのですか。

(答)

- 1 有機農産物の栽培におけるほ場等の肥培管理は、当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥、あるいはその地域に生育する生物の機能を活用した方法のみによって行うことが原則であり、やむを得ない場合に使用できる肥料及び土壌改良資材についても別表1に掲げられた資材のみ使用できるとされています。
- 2 「その他の肥料及び土壌改良資材」は「この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる」ものです。
- 3 このため、当該項目に掲げられた基準を満たしている資材であっても、別表1に掲げられた他の資材で代替することが可能な資材については使用できず、別表1に掲げられた他の資材を使用しなければなりません。
- 4 また、農薬取締法に基づき特定防除資材に分類されるなど、病害虫の防除効果を有することが客観的に明らかである資材についても使用することはできません。

(問15-14) 有機農産物の日本農林規格別表1にある、「他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材」に合致する資材であるか否か判断する基準は何ですか。

(答)

- 1 当該資材に合致する肥料及び土壌改良資材であるか否かの判断については、まず、有機農産物の日本農林規格第4条のほ場における肥培管理の項の基準を満たすとともに、当該規格の別表1に掲げられている以下の基準を満たす必要があります。
 - ① 予定されている用途において、当該資材の使用が必要不可欠であり、別表1に掲げられている他の資材では、質的又は量的に代替されないこと
 - ② 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること(燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものに限る)
 - ③ 組換えDNA技術を用いて製造されていないこと
 - ④ 病虫害の防除効果を有することが客観的に明らかなものではないこと(農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会において薬効が認められたものでないこと)
- 2 また、1の基準を満たす資材についても、以下の内容に適合することが必要であり、これらの基準や条件を満たした資材についてのみ使用することができます。
 - ① 当該資材の製造、使用及び廃棄が、環境及び生態系に対する悪影響の原因となり、又はそれに寄与するものではないこと
 - ② 人間又は動物の健康及び生活の質に及ぼす負の影響が最低限のものであること
 - ③ 当該資材の使用が、土壌システムのバランス、土壌の物理的特性及び水や空気の品質に対し悪影響を及ぼすものでないこと

(問15-15) 「その他の肥料及び土壌改良資材」では、「化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」として、「燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらず製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。」とありますが、別表1の他の資材の基準にある「化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」の考え方も同様ですか。また、木酢液の使用は認められますか。

(答)

「その他の肥料及び土壌改良資材」も別表1の他の資材のうち「化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」と規定されている資材も同様の考え方で、「化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」と基準に規定されている資材については、燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたものの使用が認められます。また、木酢液、石けん等についてもその他の肥料及び土壌改良資材に規定されている基準により、個々に使用の可否を判断することになります。

(問15-16) 有機農産物の栽培に、下水処理汚泥は使用できますか。

(答)

汚泥を有機農産物の生産に使用する場合については、当該物質を使用する認定生産行程管理者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであることを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。

(問15-17) 人糞を原料とした肥料は使用できますか。

(答)

別表1において、「発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材」については家畜及び家きんの排せつ物に由来するものに限定していることから、人糞を使用することはできません。

ただし、平成24年の改正において追加された「メタン発酵消化液」については、別表1の基準を満たすものであれば、人糞を原料としたものであっても使用することができます。

(別表2関係)

(問16-1) 別表2に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。

(答)

別表2の病害虫の防除用に使用できる農薬は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき登録又は指定された農薬のうち、コーデックスガイドラインの付属書2の表2に掲げる資材から使用実態等を考慮し必要と認められるもの又は、同ガイドライン5.1の各国による資材一覧の策定基準に基づき追加することとしたものをリストアップしています。

(問16-2) 「有機農産物の日本農林規格」の別表2の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。

(答)

コーデックスガイドラインの付属書2の表2のⅢにおいて、「生物学的病害虫防除に用いる微生物」は*Bacillus thuringiensis*（バチルス細菌）、顆粒症ウイルスなどの微生物（バクテリア、ウイルス、カビ類）であることとされていること、また、微生物が産出する物質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材とし

て認められていない抗生物質等が含まれていることから、「天敵等生物農薬」については、天敵等の生物や微生物（生菌、死菌の別を問わない。）そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しないこととします。

具体的には、下記の農薬が「天敵等生物農薬」に該当します（平成27年12月末現在）。

- ・ B T水和剤、B T粒剤（生菌、死菌を問わない）
- ・ アカメガシワクダアザミウマ剤
- ・ アグロバクテリウム ラジオバクター剤
- ・ アリガタシマアザミウマ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ 非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ キイカブリダニ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ・ コニオチリウム ミニタンス水和剤
- ・ コレマンアブラバチ剤
- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ シュードモナス フルオレッセンス水和剤
- ・ シュードモナス ロデシア水和物
- ・ ショクガタマバエ剤
- ・ スタイナーネマ カーポカプサエ剤
- ・ スタイナーネマ グラセライ剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤
- ・ タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・ タラロマイセス フラバス水和剤
- ・ チチュウカイツヤコバチ剤
- ・ チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ チャバラアブラコバチ剤
- ・ チリカブリダニ剤
- ・ トウガラシマイルドモットルウイルス弱毒株水溶剤
- ・ トリコデルマ アトロビリデ水和剤
- ・ ドレクスレラ モノセラス剤
- ・ ナミテントウ剤
- ・ バーティシリウム レカニ水和剤
- ・ パスツーリア ペネトランス水和剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・ バチルス アミロリクエファシエンス水和剤
- ・ バチルス シンプレクス水和剤
- ・ バチルス ズブチリス水和剤
- ・ ハモグリコマユバチ剤

- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ バリオボラックス パラドクス水和剤
- ・ ヒメカメノコテントウ剤
- ・ ペキロマイセス テヌイペス乳剤
- ・ ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ剤
- ・ ボーベリア バシアーナ水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ乳剤
- ・ ボーベリア ブロンニアティ剤
- ・ ミヤコカブリダニ剤
- ・ メタリジウム アニソプリエ粒剤
- ・ ヤマトクサカゲロウ剤
- ・ ヨーロッパトビチビアメバチ剤
- ・ ラクトバチルス プランタラム水和剤
- ・ リモニカスカブリダニ剤

(問16-3) 「有機農産物の日本農林規格」の別表2の「天敵等生物農薬・銅水和剤」は、どのようなものが該当しますか。

(答)

天敵等生物農薬と銅水和剤を生産者が使用時に混合して使用することは認められており、今回両農薬の混合剤（あらかじめ混合して農薬登録されているもの）を別表2に追加したところです。具体的には、「銅・バチルス ズブチリス水和剤」が該当します。

(別表4関係)

(問17-1) 有機農産物の保管倉庫内での病虫害や小動物の防除はどのように行えばよいですか。

(答)

倉庫内等における病虫害や小動物の防除は、物理的防壁、音波、超音波、光、紫外線、トラップ、温度管理等の物理的方法によるか、これらの方法によっては効果が不十分な場合には、別表2に掲げられている農薬又は別表4に掲げられている薬剤に限り使用することが可能です。別表2の農薬を使用する場合は、当該農薬の使用法により倉庫内等での使用が可能かどうか確認した上で使用する必要があります。また、別表4の薬剤は農薬でないため、農産物に対して病虫害を防除するといった農薬的な使用はできず、衛生害虫や不快害虫の防除、誘引、忌避等の目的で使用するものです。なお、別表4のカプサイシンは、ねずみ等がコード類をかじるのを防止するためや害虫の忌避のため等に使用するものです。

(問17-2) 別表4の薬剤に「農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。」とありますが、これはどのような意味ですか。

(答)

別表4に記載されている薬剤のうち農薬登録されていないものは、農薬として使用することはできません。農薬でない薬剤を農薬として使用しないよう「農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。」と記載しています。

(参考：農薬取締法抜粋)

(定義)

第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

(問17-3) 収穫以後の工程で有害動植物の誘引剤又は忌避剤としてどのようなものが使用できますか。

(答)

別表4に掲載されている薬剤の他、食品又は食品添加物を原材料とするものを使用することができます。

(別表5関係)

(問18-1) 次亜塩素酸水の基準において、食塩水を電気分解したものに限定したのはなぜですか。

(答)

次亜塩素酸水には、①食塩水を有隔膜電解槽内で電気分解して得られる強酸性次亜塩素酸水及び弱酸性次亜塩素酸水と、②塩酸又は塩酸に塩化ナトリウム水溶液を加えて無隔膜電解槽内で電気分解して得られる微酸性次亜塩素酸水があります。有機農産物の調製用等資材として使用する次亜塩素酸水については、天然物質に由来する資材が望ましいことから、食塩水を電気分解したものに限定しています。

なお、食塩水を無隔膜電解槽内で電気分解して得られたものは、次亜塩素酸水ではなく、次亜塩素酸ナトリウムを希釈したものと同等であることから、調製用等資材として使用することはできません。

(附則関係)

(問19－1) 育苗培土の粘度調整のための資材の利用は可能ですか。

(答)

たまねぎ栽培において冬季に育苗を行う場合、気温が低く育苗セル内での根張りが十分ではないため、育苗用土に一定の粘度を与えることが必要です。粘度調整資材として、天然物質又は天然物資由来のものの開発が行われているところですが、実用化のためには更に試験を行う必要があります。こうした状況を踏まえ、たまねぎ栽培においては、有機農産物の日本農林規格第4条の育苗管理の項の規定に関わらず、当分の間、やむを得ず使用する場合に限り、粘度調整資材として、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものの使用が認められています。

2 有機加工食品の日本農林規格

(第2条関係)

(問20－1) なぜ加工方法を物理的又は生物の機能を利用した方法に限定するのですか。

(答)

原材料である有機食品の持つ特性が製造又は加工の過程で保持されるためには、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用いるのが適当であるためです。

なお、コーデックスガイドラインでも同様の考え方をとっています。

(問20－2) 物理的又は生物の機能を利用した加工方法とは、具体的にどのような方法ですか。

(答)

物理的方法には、機械的方法を含み、粉碎、混合、成型、加熱・冷却、加圧・減圧、乾燥、分離（ろ過、遠心分離、圧搾、蒸留）等の加工方法をいいます。

生物の機能を利用した加工方法とは、カビ、酵母、細菌を利用した発酵等の方法をいいます。

この場合のカビ、酵母、細菌は、原材料とはみなされません。

なお、これらの微生物の培養に使用した原料を原材料の使用割合の算出の際カウントするかかどうかについては、(問21－15)を参照してください。

(第3条、4条関係)

(問21-1) 平成18年の改正で、有機加工食品の定義はどのように改正されたのですか。

(答)

平成18年の改正では、有機加工食品の定義において、食品添加物（別表1に掲げられているものに限り使用可。）が非有機原料であることを明確に示すこととし、有機加工食品の原材料の非有機原料（非有機の農産物、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。））の重量に占める割合を5%以下と定義しました。

(改正前)

有機加工食品			
有機原料	非有機原料	食品添加物	水・食塩
A	B	C	D
$\frac{B}{A+B+C} \times 100 \leq 5\%$ <p style="text-align: center;">※Dの水・食塩は除く</p>			



(改正後)

有機加工食品			
有機原料	非有機原料	食品添加物	水・食塩
A	B	C	D
$\frac{B+C}{A+B+C} \times 100 \leq 5\%$ <p style="text-align: center;">※Dの水・食塩は除く</p>			

(問21-2) 有機加工食品の製造において、有機加工食品を原材料として使用する場合、どのようなことを考慮すればいいのですか。

(答)

有機加工食品を製造するにあたっては、①有機加工食品の定義を満たすとともに、②原材料の使用重量割合として、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物を少なくとも95%以上使用することが必要です。

このことから、自社で製造する場合でも他社から購入する場合であっても、原料として配合する加工食品の原材料（有機農産物、有機畜産物）を考慮し、使用割合を算出する必要がありますので、購入先から配合割合を入手し、算出する必要があります。

なお、配合割合が入手困難な場合は、有機原料の重量の割合を一律95%で計算し、有機加工食品の定義を満たすことが必要です。

(問21－3) 平成24年の改正において、有機以外の農畜産物等の使用は、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限ることが追加されましたが、その理由はなぜですか。

(答)

コーデックスガイドラインでは、有機以外の原材料を5%以下で使用可能ですが、それは有機の原材料が入手できないか、又は十分な量の確保ができない場合に限っているため、JAS規格においても同様の考え方で条件を追加しました。入手が困難な場合とは、有機原材料の販売数量が著しく僅少である場合や価格が著しく高い場合などが該当します。ただし、製品の仕様として指定した産地又は品種の原材料を使用する必要がある際に、当該産地又は品種の有機原材料の入手が困難な場合には、有機以外の原材料を使用することができます。例えば、国産原材料をできるだけ使用したい製品に5%以下で使用する原材料として、外国産有機原材料は入手可能であっても、国産有機原材料は入手困難という場合に、国産の有機以外の原材料を使用することができます。

(問21－4) 有機加工食品の有機原材料として、有機農産物加工酒類は使用可能ですか。また、酒粕を有機JAS格付することはできますか。

(答)

- 1 酒類はJAS法の対象となる農林物資ではありませんが、有機JAS認定事業者が有機加工食品のJAS規格に合致した原材料で有機農産物加工酒類を生産し、自ら製造する有機加工食品の原材料として使用する場合に限り、有機加工食品の有機原材料としてカウントすることが可能です。
- 2 有機加工食品のJAS規格に基づき製造した酒粕については、有機JAS格付することができます。

(問21－5) 原材料は、格付の表示が付されているものに限られていますが、我が国の製造業者は、有機JAS基準と同等の制度を有すると認められた国におけるその国の制度に基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、格付表示がなくても、証明書等をもって原材料として使用できますか。

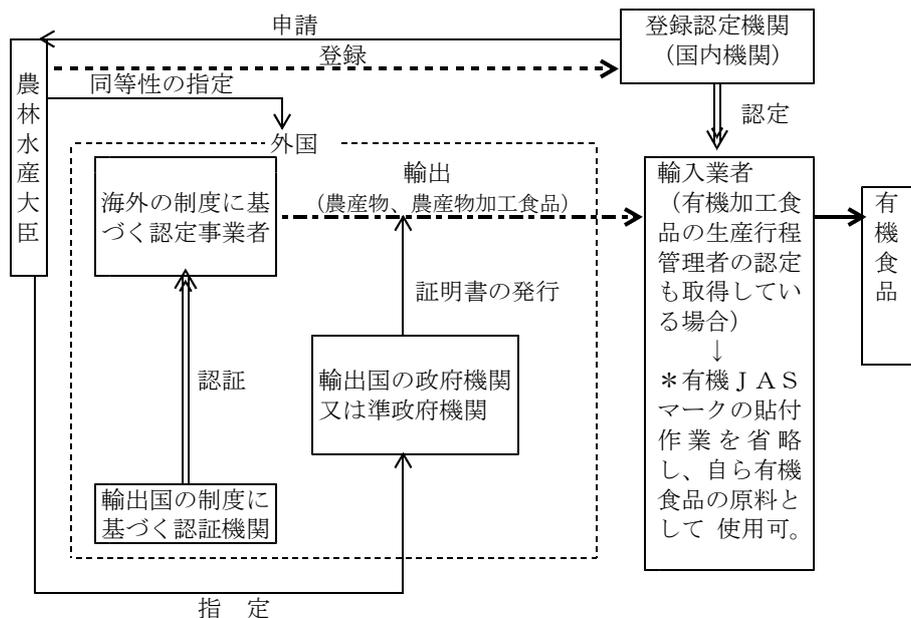
(答)

有機JAS制度と同等の制度を有すると認められた国において、その国の制度に基づき認定を受けた有機農産物等（有機農産物及び有機農産物加工食品に限る。）で当該国政府等の証明書が添付されたものを有機である旨を表示して国内で流通・販売するためには、認定輸入業者が有機JASマークを貼付する必要があります。

また、有機加工食品の原材料とする場合には有機JASマーク（格付表示）が貼付され

たものを使用することが必要です。

しかしながら、我が国の製造業者（有機JAS認定事業者）が有機JASの認定輸入業者となれば、同等国からの輸入有機農産物等について、有機JAS規格と同等の農産物等であることが当該国政府等から入手した証明書や管理記録をもって確認できるので、自ら有機食品を製造するために原材料として用いるものについては有機JASマークの貼付作業を省略し、それらを原材料として使用することは可能です。



(問21-6) 原材料に加工助剤を含むとしたのはどうしてですか。

(答)

加工助剤にあっても、食品の化学的な変化が生じる場合があり、原材料である有機食品の持つ特性を保持するという原則に沿うためには、加工助剤についても使用可能なものを限定する必要があるためです。

(問21-7) 有機加工食品の日本農林規格第4条の「原材料」の基準の1のただし書きは、格付を2回行うことを言っているのですか。

(答)

自ら原料である有機農産物を生産し、それを製造又は加工して有機加工食品とする場合、法第14条による認定を受けて原料である有機農産物について格付をし、さらに最終製品である有機加工食品についても格付をする必要があります。

ただし、この場合の自ら生産し原材料として使用する有機農産物の格付に際しては、格付の表示を付す必要ありません。

(問21－8) 第4条原材料の項に規定されている「有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物」、「有機加工食品と同一の種類の加工食品」とは、具体的にどうやって判断するのですか。

(例：黒目大豆と白目大豆、枝豆と大豆、うるち米ともち米、トマトケチャップとトマトピューレー、煎茶と抹茶、こいくちしょうゆとうすくちしょうゆ)

(答)

具体的には個々に判断する必要がありますが、基本的には一般的な名称が同じものは同一と考えられます。

例にある黒目大豆と白目大豆は「大豆」という同一の作目に係る農産物になりますが、枝豆と大豆、うるち米ともち米は同一の作物に係る農産物になりません。

また、トマトケチャップとトマトピューレー、煎茶と抹茶、こいくちしょうゆとうすくちしょうゆは、同一の種類の加工食品にはなりません。

(問21－9) 遺伝子組換え技術によって得られるものとは、具体的にどのようなものをいうのですか。

(答)

遺伝子組換え技術により得られる作物及びこれを原材料として使用した加工品をいいます。遺伝子組換え技術により得られた農産物を家畜等の飼料とし、その家畜から得られた乳製品や食肉等のように間接的に得られたものは「遺伝子組換え技術により得られるもの」には含まれません。

(問21－10) 放射線照射がなされた食品かどうかは、具体的にどうやって確認すればよいのですか。

(答)

我が国において放射線の照射が認められているのは、発芽防止の目的で、ばれいしょに照射する場合に限られています。さらに放射線照射食品は、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令10号）で放射線を照射した旨の表示が義務づけられていますので表示で確認することができます。

(問21-11) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品以外の農畜水産物及びその加工品には、別表に掲げる食品添加物以外のものが使用されていてもよいのですか。

(答)

有機加工食品の原材料である、農畜水産物及びその加工品（有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品を除く。）には、別表1に掲げる食品添加物以外の食品添加物が使用されていてもかまいません。

しかしながら、原材料に使用された食品添加物がキャリーオーバーとならず、製品である有機加工食品においても効果を発揮する場合には、当該有機加工食品に使用された食品添加物とみなされることから、このような食品添加物が含まれた原材料を有機加工食品に使用することはできません。

(注) キャリーオーバー

食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されない物であって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。

(問21-12) 精製塩に、海水から採取したにがり添加したものは食塩として有機加工食品の加工に使用できますか。

(答)

有機加工食品の加工に使用できる食塩としては、精製塩、加工塩等、一般に塩化ナトリウムを主成分とした塩と称されているものが該当します。なお、旨味調味料、食品添加物、各種ミネラル（海水や岩塩から得られた天然のにがりを除く。）などを添加した添加物塩は有機加工食品の加工に使用できる食塩には該当しません。

(問21-13) 原材料の使用割合は、有機食品以外のものが原材料に占める重量の割合の5%以下となっていますが、これは原料配合時ですか、それとも最終製品としてですか。

(答)

原材料配合時の配合割合です。ただし、原液、濃縮、乾燥等、状態の異なる同一の種類原材料を混合して使用する場合には、最も多く使用されている原材料と同等の状態に他の原材料を換算した上で割合を算出します（ストレートジュースと濃縮ジュース、液体だしと粉末だし、こんにやく生芋とこんにやく芋精粉等）。

また、濃縮ジュース、こんにやく芋精粉などのように、保管・保存のために乾燥・調製したものを原材料として使用する場合、有機食品の原材料に占める重量の割合の計算につ

いては、これらを加水して搾汁やこんにゃく生芋などの重量に換算して行うことができます。

例えば、濃縮ジュースは水を加えることにより100%ジュースに還元することができるため同一の種類に該当し、100%ジュースに換算することができますが、かつお節エキスはかつお節に還元できないことから同一の種類には該当しないため、かつお節に換算することはできません。

なお、最終製品に含まれない加工助剤については、5%の算出の基礎となる原材料の総重量からは除かなければなりません。

(問21-14) 5%以下で有機加工食品の原材料に使用できる有機加工食品以外の加工品は遺伝子組換え技術を用いた原料を使用しても良いですか。

(答)

有機加工食品の原料はすべて遺伝子組換え技術を用いていないことが必要です。したがって、5%以下の原材料であっても、遺伝子組換え技術を用いた原料を使用してはいけません。

(問21-15) 有機加工食品の製造に生物の機能を利用する場合に、
・有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物以外の原料
・遺伝子組換え技術を用いた原料
で培養された微生物等が使用されていても良いのですか。

(答)

微生物等の培養の原料は、有機加工食品の直接の原材料とは見なされないことから、やむを得ない場合には、

- ・有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物以外の原料
- ・遺伝子組換え技術を用いた原料

で培養された微生物等を使用することができます。

ただし、微生物の培養に使用した原料が除去されることなく加工食品の製造に大量に(5%以上)使用される場合には、原材料と見なされます。

(問21-16) 有機加工食品の原材料の使用割合において、有機食品の製品に占める割合が70%以上95%未満のものを認めないのはなぜですか。

(答)

コーデックスガイドラインにおいては、有機食品が入手できなかつたり、十分な量が確保できない場合には5%まで有機食品以外のものを使用できるとされていること、さらに域内でマーケティングされるものについてのみ70~95%の有機原材料を含むものについて規格化できるとされています。

有機加工食品のJAS規格の制定に当たっては、製造実態及び消費者の意向も踏まえ、コーデックスガイドラインの原則に沿って、5%まで有機食品以外のものを使用できるとしました。

(問21-17) 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射が禁止されていますが、工程管理のために放射線を利用することはできますか。

(答)

有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射はできませんが、工程管理である内容数量や形状の確認、異物検査のための放射線照射は行えます。

なお、この場合であっても飲食料品に吸収される線量は0.10グレイ以下でなければいけません。

また、輸入食品の通関時に実施されるX線検査については問題ありません。

(問21-18) 有機加工食品の原材料の農産物などを洗浄するために、化学的に合成された殺菌剤や洗浄剤は使用できますか。

(答)

第4条の原材料の基準で、加工助剤も含むと規定していることから、別表1に掲げられていないものは使用できません。

(問21-19) 有機加工食品の原材料として使用できる水はどのような水ですか。また、井戸水を飲用適にするために殺菌剤（次亜塩素酸ソーダ）を使用できますか。

(答)

食品の製造に使用する水については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に定める飲用適の水でなければなりません。また、電解水等の化学的な処理が行われた水や別表1に掲げられた食品添加物以外の化学的に合成された物質が添加された水についても使用することはできません。

なお、飲用適の水にする目的で次亜塩素酸ソーダを使用することは可能ですが、それ以外の目的で製造工程中に次亜塩素酸ソーダを使用することはできません。

(問21-20) 加工工程で使用する機械・器具の洗浄、殺菌はできますか。

(答)

洗浄剤、オゾン水や電解水等を使用して洗浄、殺菌に使用することは可能です。ただし、使用後はよく水で洗浄するなどにより原材料や製品が洗浄剤等により汚染されないように管理することが必要です。

(問21-21) 生産行程管理者等が製品を包装する際、脱酸素剤を添付してもいいのですか。

(答)

有機食品が薬剤により汚染されないように管理されていれば、脱酸素剤の使用は可能です。

(第5条関係)

(問22-1) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、なぜ、有機農産物加工食品でないことが分かるように記載しなければならないのですか。

(答)

1 「有機農産物加工食品」は、指定農林物資（名称の表示の適正化を図ることが特に必要と認められる農林物資）に指定されており、有機農産物加工食品以外の加工食品に対して、有機農産物加工食品と紛らわしい表示を付してはならないという名称の表示規制が課せられています。

このため、原料の使用割合によって「有機農産物加工食品」又は「有機農畜産物加工食品」に共に該当することとなるごく一部の品目については、これが有機農産物加工食品でない場合（例えば、乳製品を5%以上使用した場合）には、有機農産物加工食品でないことが分かるように記載することが必要です。

2 このような状態を避けるには、「有機畜産物」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜産物加工食品」を指定農林物資として指定する必要がありますが、現状では、有機畜産物の日本農林規格と異なる生産方法により生産された畜産物及びその加工食品に「有機」等の名称が付されて販売されている事例はほとんどなく、消費者の選択に混乱が生じないと考えられることから、現時点においては指定農林物資として指定することは難しい状況にあり、規格制定後の有機畜産物等の出回り状況等を踏まえて、引き続き関係部局と協議していくこととしています。

(問22-2) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのようなものがありますか。

(答)

1 当該加工食品が一般的な製造方法で製造された場合において、原材料に占める農産物の割合が95%以上となるような加工食品（有機加工食品のJAS規格を満たして製造された場合には一般的には有機農産物加工食品となるもの）については、当該加工食品の一般的な名称については、表示規制が課せられています。

2 表示規制が課されている場合には、「有機農産物加工食品」以外の加工食品に有機農産物加工食品と同一の名称の表示を付すことはできません。

3 このため、このような加工食品に、仮に5%以上の畜産物由来の原材料が含まれる場合には、すべて有機の規格を満たして製造された場合においても、有機農産物加工食品と紛らわしい名称の表示を付すことはできないこととなります。

4 表示規制が課せられている加工食品のうち、有機農産物由来の原材料が95%を下回る可能性のある具体的な加工食品としては、食パン、麺類、クラッカー、シリアル、チョコレート等が考えられます。

(問22－3) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのような表示が許されるのですか。

(答)

有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、名称や商品名に「有機食パン（有機ミルク〇%入り）」等と使用した畜産物名を含めて記載したり、「有機食パン（農畜産物加工食品）」等と表示すること、又は有機農畜産物加工食品である旨の説明書きを記載することにより、有機農産物加工食品でないことが明確になります。

(別表関係)

(問23－1) 食品添加物の製造において使用する原材料として、遺伝子組換え技術によって得られたものを使用できますか。

(答)

遺伝子組換え技術によって得られた原材料は使用できません。天然香料の副原料として使用するエタノール等のように主成分ではないものについても遺伝子組換え技術によって得られた原材料を使用していないか確認が必要です。

(問23－2) 有機加工食品の加工に既存添加物である焼成カルシウム類を使用することはできるのですか。

(答)

- 1 有機加工食品の製造又は加工に使用できる食品添加物は、有機加工食品の日本農林規格別表1に掲げられたもののみとなっています。
- 2 このため、既存添加物である焼成カルシウム類については、同規格別表1に掲げられた添加物ではないことから有機加工食品の製造又は加工に使用することはできません。

なお、同規格別表1に掲げられている食品添加物である炭酸カルシウム等の規格基準を満たしている焼成カルシウム類由来の食品添加物については使用することができます。

- 3 この場合の食品添加物の表示の方法（規格基準の定められた食品添加物である「炭酸カルシウム」といった表示か、既存添加物としての「貝殻焼成カルシウム」といった表示か）については、食品衛生法及びその関係法令に従う必要があります。

(問23－3) 認定小分け業者や認定輸入業者が、お茶の包装工程で窒素充填を行ってもいいのですか。

(答)

お茶の包装工程で行われる窒素充填は、食品添加物の添加に該当します。有機加工食品の日本農林規格では、有機加工食品の認定生産行程管理者が行うことができる製造又は加工においてのみ、同規格別表1に掲げる食品添加物の使用が認められており、認定小分け業者や認定輸入業者が行うことができる工程には同規格別表1に掲げる食品添加物の使用が認められていないことから、窒素充填を行う場合には有機加工食品の生産行程管理者の認定が必要となります。

(問23－4) 有機加工食品のJAS規格別表2に掲げられた薬剤を全面的に改正したのはなぜですか。

(答)

- 1 これまで有機加工食品のJAS規格別表2に掲げられた薬剤は、製造・加工工程においては使用されることが少ない農薬が掲げられていました。
- 2 このため、平成17年の改正において薬剤リストを全面的に削除し、製造・加工工程において一般的に使用されている病虫害防除用の薬剤のうちコーデックスガイドラインに適合した薬剤を新たにリスト化したところです。
- 3 なお、平成24年の改正においては、使用実態のない薬剤を削除したところです。

(問23－5) 製造、加工、包装、保管等の施設において有害動植物の誘引剤又は忌避剤としてどのようなものが使用できますか。

(答)

別表2に掲載されている薬剤の他、食品又は食品添加物を原材料とするものを使用することができます。

VI 表示

(問24-1) 有機JASマークが付いていない農産物や加工食品に、「有機原材料使用」という表示はできますか。

(答)

1 農産物の表示については、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）に基づき、名称（その内容を表す一般的な名称）及び原産地を記載することが必要です。名称の表示やこのほかの強調表示を付する場合、有機JASマークが付いていない農産物に有機農産物と誤認されるような紛らわしい表示を付することはできません。

一方、一般的な名称のほか、「肥料は有機質肥料を使用しました」と言うように、栽培方法の過程を強調表示する場合については、紛らわしい表示に該当しないことから可能です。

(1) 有機JASマークが付いていない場合、表示してはならない例

有機、有機農法、完全有機農法、完全有機、海外有機、準有機、有機率〇%、有機産直、有機〇〇（商標登録）、有機移行栽培、雨よけ有機栽培、有機土栽培、オーガニック、organic、有機の味、「外国（国名）有機認証品です。」等の説明

(2) 有機JASマークが付いていなくても表示してよい例

有機質肥料使用、有機肥料を使用して栽培したトマト

ただし、有機堆肥使用という表示をことさら強調することにより農産物自体が有機的な方法により生産されたものと誤解を招くような表示が行われている場合には、表示規制に抵触するおそれがあります。

2 また、加工食品の表示については、食品表示基準に基づき、名称、原材料名等を一括して記載することが必要です。このほか、有機JASマークの付いていない加工食品に強調表示を付する場合、有機農産物加工食品と誤認されるような紛らわしい表示を付することはできません。なお、有機農産物（有機JASマークを付してあるものに限る。）を原材料として使用した旨を説明することは可能です（この際、当該原料となる有機農産物の使用割合が100%でない場合は、当該有機農産物の使用割合の表示が必要です。）。

(1) 有機JASマークが付いていない場合、表示してはならない例

有機サラダ、有機野菜ソース、有機トマトケチャップ、有機認証ケチャップ、有機基準適合ソース、オーガニックパスタ、「外国（国名）有機認証品です。」等の説明

(2) 有機JASマークが付いていなくても、有機JASマークが付いている原材料を使用している場合、表示してもよい例

有機野菜を使用したサラダ（有機野菜〇〇%使用）、有機トマト〇〇%使用ケチャップ、とうふ（有機大豆〇〇%使用）

(問24-2) 「有機無農薬トマト」と表示することはできますか。

(答)

「無農薬」の表示は残留農薬がないことと誤解する等、消費者に優良誤認を与えることを避けるため、平成15年5月に改正された特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにおいて「無農薬」の表示を表示禁止事項にしていることを踏まえると、「有機無農薬」という表示は好ましくありません。

なお、有機農産物の名称の表示を行う場合については、規格に規定された方法により表示しなければならないため、「有機無農薬トマト」の表示はできません。

(問24-3) 「有機米」、「有機栽培米」という表示は食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）の表示に適合しているのですか。

(答)

有機農産物のJAS規格に定めている有機農産物の名称の表示は「米（有機農産物）」、「有機栽培米」、「米（オーガニック）」等と記載することとなっています。一方、食品表示基準の別表第24において、玄米及び精米の名称は、玄米にあつては「玄米」、もち精米にあつては「もち精米」、うるち精米にあつては「うるち精米」又は「精米」と記載することとなっています。

従って、一括表示枠内の名称表示欄には、「有機米」や「有機栽培米」との表示ではなく、「有機うるち精米」又は「有機精米」など、有機農産物のJAS規格における名称の表示方法と食品表示基準における玄米及び精米の名称の表示方法のいずれも満たすような表示をする必要があります。

なお、一括表示枠外に商品名を表示する場合にあつては「有機米」、「有機栽培米」、「米（オーガニック）」、「有機精米」などの表示をすることができます。

(問24-4) 有機農産物の表示は名称だけでよいのですか。

(答)

有機農産物については、有機農産物の日本農林規格第5条に定める表示の方法に基づき、名称の表示を行うとともに、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）第18条第1項又は第24条第1項の規定による名称及び原産地の表示も必要となります。

従って、有機農産物の日本農林規格第5条の規定に基づき「有機農産物」と表示した場合、食品表示基準に基づき「トマト」等一般名称の表示も必要となります。

(問24－5) 有機加工食品の表示は、名称と原材料名だけでよいのですか。

(答)

有機加工食品の表示については、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）の規定に従うほか、名称の表示及び原材料名の表示については、有機加工食品の日本農林規格第5条に規定する表示方法に従うことが必要です。

有機加工食品の名称の表示は、有機加工食品の日本農林規格第5条に規定する表示例のいずれかにより表示することとしています。原材料名の表示は、有機加工食品の日本農林規格第5条において、「有機〇〇」等、転換期間中有機農産物等にあつては、「転換期間中有機〇〇」等と記載することとし、「〇〇」には一般的な食品の名称を記載することとしています。

なお、外国生産行程管理者等が格付した有機食品を輸入した輸入業者が、食品表示基準に基づき表示を行う場合には、当該輸入業者が外国生産行程管理者等に代わって有機加工食品の日本農林規格に基づく名称及び原材料名の表示を行うことも可能です。

(問24－6) 有機農産物等のモニタリングはどのように行うのですか。

(答)

市場に流通している有機農産物等について、地方農政局、地方農政局の地域センターや独立行政法人農林水産消費安全技術センターが日常的にモニタリングします。

(問24－7) 有機食品の表示規制は、外食産業や中食産業についても適用されますか。

(答)

外食産業や中食産業であっても、消費者が購入して持ち帰る商品など、販売している食品に「有機」等の表示が貼付されている場合には、有機食品に関する表示規制が適用されます。

なお、消費者への情報提供となるチラシ、メニュー、のぼりについては規制の対象になりませんが、不当景品類及び不当表示防止法の規制の対象となる場合があります。

(問24－8) 日本農林規格に基づいて栽培した農産物を産消提携により販売したいと思いますが、有機農産物の認定生産行程管理者にならないければなりませんか。

(答)

産消提携を行っている場合であっても生産した農産物に「有機」の表示を行い販売する場合は有機農産物の認定生産行程管理者になる必要があります。

産消提携は、生産者と消費者の特別な信頼関係に基づいて行われている販売形態であり、商品の購入前・購入時に生産に関する幅広い情報の開示と交換が行われていると考えられます。このような場合は、既に商品（農産物）の生産に関する状況（有機農産物の日本農林規格に基づいて生産されたものであること等）について幅広い情報の開示が行われており、商品に対して「有機」と表示することができなくても特段の支障はないと考えています。

なお、商品及びその包装、容器、送り状以外のもの、すなわち商品を説明するパンフレット、注文書等については規制の対象になりません。

1 規制の対象となる表示

- (1) 指定農林物資に貼付された有機表示のシール
- (2) 指定農林物資を入れた容器、包装若しくは送り状（商品に併せて発給される納品書・仕切り書等のことをいう。以下同じ。）に付された有機表示
- (3) 陳列された指定農林物資について有機である旨を指し示す立て札の有機表示

2 規制の対象とならない情報提供

- (1) 新聞、雑誌、インターネット等の媒体における有機農産物を取り扱っている等の説明文（指定農林物資の写真やイラストを掲げそれが有機である旨を説明しているものを含む）
- (2) チラシ、パンフレット、ニュースレター及び看板における上記と同様の記載
- (3) 次週供給される物品の注文案内チラシにおいてどれが有機かを示す記載（写真やイラストを含む）
- (4) 注文書上においてどれが有機かを示す記載
- (5) 顧客が選択した後に、配送される野菜ボックスに入れられたニュースレター等であって、どれが有機野菜であるかが分かるよう説明した文書

(問24-9) 有機JASマークが付された大豆を原材料として製造した納豆に、有機JASマークを付さないで「有機大豆使用の納豆」と表示して販売する場合、立て札に「有機納豆」と表示してもよいですか。

(答)

(問24-8) の(答) 1のとおり、陳列された指定農林物資について有機である旨を指し示す立て札の有機表示は、規制の対象となりますので、立て札に「有機納豆」と表示することはできません。

(問24-10) 有機農産物と転換期間中有機農産物を混合した場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

このような場合、「転換期間中」と表示することになります。

有機加工食品の原材料として有機農産物及び転換期間中有機農産物の両方を使用した場合には、その名称に「転換期間中有機〇〇」、「有機〇〇(転換期間中)」等と表示するか、名称又は商品名に近接した箇所に「転換期間中」と記載することになります。なお、名称又は商品名に近接した箇所に「転換期間中」と記載する場合には、名称は「有機〇〇」等と記載して差し支えありません。

(問24-11) 有機JASマークをスタンプで表示することはできますか。また、認定事業者自身がパソコン等で作成した有機JASマークを使用することはできますか。

(答)

有機JASマークについては、その貼付した数を確実に管理し把握する必要があります。スタンプによる有機JASマークの表示についても、その使用回数を適正に管理し、証明することが可能であれば認められます。

同様に、パソコン等で作成した有機JASマークの表示についても、作成枚数及び使用枚数を適正に管理し、証明することが可能であれば認められます。

(問24-12) 生鮮食品に有機〇〇使用といった表示を、有機JASマークを付けずに表示してもよいのですか。

(答)

- 1 加工食品については、加工食品品質表示基準により、有機農産物等の特色ある原材料を用いて製品を製造した場合、当該原材料が有機農産物又は有機加工食品である旨を、「有機〇〇使用」と記載することが可能であることが定められています。これは、使用した原材料と製造された製品（例えば大豆とその加工品である豆腐）が異なり、消費者は誤認することがなく、消費者の選択に著しい支障を生じる恐れがあるとは認められないことから、このような表示が許されているところです。
- 2 一方、生鮮食品については、そもそも製造・加工して生産する性格のものではないため、生鮮食品品質表示基準にはこのような規定はなされていませんが、製造・加工行程を経ないで、単に小分けしたものに「有機〇〇使用」といった表示をすることは、明らかに原材料と小分けした製品が同一のものであるので、たとえ「使用」との表示が付されていたとしても、消費者は有機農産物であると誤認する恐れが強く、JAS法第19条の15第2項における有機の表示と紛らわしい表示に該当することから、このような表示をすることはできません。
- 3 なお、生鮮食品に分類されるものであっても、原材料と生産された食品が全く異なる形態の食品であって消費者が誤認する恐れのないもの（例えば、有機緑豆を原材料に使用して栽培されたもやし等）については、事実に基づいて「有機〇〇使用」といった表示をすることは可能ですが、有機JAS規格に基づき格付けされた農産物の使用割合が100%でない場合には、「有機〇〇50%使用」等など、使用割合を併せて表示することが必要です。

(問24-13) 有機JASマークが付された農産物加工食品を「有機〇〇」等と表示された段ボール等の資材に梱包して出荷する場合には、その段ボール等の資材に有機JASマークが必要ですか。

(答)

消費者が購入する際の個包装には全て有機JASマークが付されており、これらの商品を輸送するために段ボール等の資材に梱包し出荷する場合、梱包された中身が有機農産物加工品であることを確認するために、段ボール等の資材には有機JASマークを付すことなく、「有機」等の表示を行うことは可能です。

(問24-14) 有機JASマークが付されていない無償のサンプル品の名称として「有機ルイボス茶」と表示することはできますか。

(答)

JAS法第19条の15第1項及び第2項では、販売されるものか贈与されるものかを区別せず、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない旨が規定されているので、無償のサンプル品であっても、有機JASマークなしに「有機」等と表示することはできません。

VII その他

(問25-1) 有機農産物を栽培するほ場に、天災により周辺から土砂等が流入した場合の取扱いはどうすればよいのですか。

(答)

- 1 台風や地震等の広範囲に及ぶ天災の被害を受け、有機認定ほ場に使用禁止資材が流入したと判断される場合には、被害を受けた時点で作付けられていた作物の当該作期における収穫物については有機の格付をすることはできません。使用禁止資材が流入したと判断される場合とは、河川の氾濫や土砂崩れ等により周辺の慣行ほ場から土砂が流入したり、周辺の慣行ほ場を含む一帯が冠水した場合等です。
- 2 また、天災の被害を受けたほ場については、その時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた後についても、有機農産物を生産するためには、ある程度の期間、土作りをやり直す必要があります。このため、天災の被害を受けた時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた時点（土作りの開始）以降1年以内に収穫された農産物については転換期間中有機農産物とすることとし、それ以降に収穫された農産物については有機農産物として格付することができます。

(問25－2) 有機農産物の栽培に使用する肥料や農薬等の資材に、J A S規格に適合している旨の表示をすることができますか。

(答)

- 1 有機農産物のJ A S規格は、農産物の生産の基準を定めたものであり、肥料や農薬に「有機J A S適合肥料」、「J A S認定農薬」等と表示することは、これら資材がJ A S規格により格付されたものと誤解されるため、望ましくありません。肥料や農薬等の資材が有機J A S規格で使用可能であることを表示する場合は、当該資材が有機J A S規格の別表等の基準に適合していることを十分確認した上で、「有機J A S規格別表1適合資材」、「有機J A S使用可能農薬」等として下さい。
- 2 なお、有機農産物の生産は、外部投入資材を使用する前に、有機農産物J A S規格第2条の「有機農産物の生産の原則」及び第4条の「ほ場における肥培管理」の項の規定に則った土づくり等を行うことが前提となっています。外部資材を使用する場合は、やむを得ない事由での使用であるか、また、別表等の基準に適合する資材であるかについて、確認する必要があります。